

保証制度のご案内

令和7年4月現在



兵庫県信用保証協会

CREDIT GUARANTEE CORPORATION OF HYOGO-KEN

目 次

経営者保証を不要とする保証の取扱い	P1
経営者保証を不要とする制度	P2～3
保証料率割引商品・制度一覧	P4

～創業をお考えの方、創業して間もない方に～

① 創業関連保証	P5
② スタートアップ創出促進保証制度	P6
③ 地域活力向上保証「ふるさと」	P7

～小規模事業者の方に～

④ 小口零細企業保証・地域ふれあい保証	P8
⑤ 小規模企業支援型保証「エール」	P9

～更なる事業の発展を目指す方に～

⑥ 事業性評価保証「タッグ」	P10
⑦ 技術・経営力発展保証「スター」	P11
⑧ 短期継続保証「たんけい」	P12
⑨ ひょうご発展支援保証「リードα」	P13
⑩ SDGs支援保証「ステップ」	P14
⑪ 経営力向上関連保証	P15
⑫ 流動資産担保融資保証	P16～17
⑬ 特定社債保証	P18
⑭ SDGs社債保証	P19
⑮ 財務要件型無保証人保証	P20

～スピーディーな資金調達に～

⑯ 金融機関提携保証「飛躍（ひやく）」	P21
⑰ 金融機関提携保証「ひやくライト」	P22
⑱ 兵庫県融資制度「経営活性化資金」	P23

～極度を設定したタイムリーな資金調達に～

⑲ 当座貸越（貸付専用型）根保証	P24
⑳ 財務要件型無保証人・当座貸越根保証	P25
㉑ 事業者カードローン当座貸越根保証	P26

～万が一の備えに～

㉒ 災害時発動型予約保証「そなえ」	P27
-------------------	-----

～事業承継時の資金調達に～

㉓ 事業承継・M&A保証「リレー」	P28
㉔ 事業承継特別保証制度	P29
㉕ 経営承継借換関連保証	P30

～資金繰りの安定を図りたい方に～

㉖ 経営改善借換保証「ぜんしん」	P31
------------------	-----

～経営の改善発達を目指す方に～

㉗ 経営力強化保証制度	P32
㉘ 協調支援型特別保証制度	P33
㉙ 経営改善サポート保証 (事業再生計画実施関連保証(経営改善・再生支援強化型))	P34

～経済危機時等に～

㉚ セーフティネット保証(経営安定関連保証)	P35
------------------------	-----

～その他各種ご案内～

団体信用生命保険制度	P36
提出書類	P37

※ご利用には、審査がありますので、ご希望に沿えない場合があります。

経営者保証を不要とする保証の取扱い

当協会では、思い切った設備投資や早期の事業再生、円滑な事業承継を図るため、経営者保証を不要とする保証を推進しています。

●金融機関との連携により経営者保証を不要とする取扱い【金融機関連携型】

①資格要件

申込金融機関において、次の「要件1」または「要件2」のいずれかに該当し、「要件3」を満たす場合

	項目
要件1	経営者保証を不要とし、かつ保全がないプロパー融資の残高がある。
要件2	保証付融資と同時に、経営者保証を不要とし、かつ保全がないプロパー融資を実行する。
要件3	次の項目に全て該当する。
	・直近2期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でない。
	・直近の決算期において債務超過でない。

②対象制度

全ての保証制度が対象となります。

●一定の財務要件を備えた経営者保証不要の保証制度【財務型】

①資格要件

申込直前期の決算において、下表の基準(a)～(c)のいずれかに該当している場合
ただし、2および3については、それぞれの項目に対し、いずれか1項目を充足する必要があります。

項 目	基準(a)	基準(b)	基準(c)
1 純資産額	5,000万円以上3億円未満	3億円以上5億円未満	5億円以上
2 自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上
純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上
3 使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上
インタレスト・カバレッジ・レシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上

(注)1.自己資本比率(%)=純資産額÷(純資産額+負債の額)×100
2.純資産倍率=純資産額÷資本金
3.使用総資本事業利益率(%)=(営業利益+受取利息+受取配当金)÷資産の額×100
4.インタレスト・カバレッジ・レシオ=(営業利益+受取利息+受取配当金)÷(支払利息+割引料)

②対象制度

「財務要件型無保証人保証」(P20)

●十分な保全により経営者保証を不要とする取扱い【担保充足型】

①資格要件

申込人または代表者等が所有する不動産の担保提供があり、保証金額の100%以上の保全が図れている場合

②対象制度

無担保要件の保証制度を除き、対象となります。

●金融機関の支援姿勢等を踏まえた経営者保証を不要とする取扱い

①資格要件

金融機関の支援姿勢等を踏まえて、経営者保証を不要とすることが適切かつ合理的であると協会が認めた場合

②対象制度

スタートアップ創出促進保証制度(P6)、ひょうご発展支援保証「リードα」(経営者保証不要プランを利用する場合)(P13)、「財務要件型無保証人・当座貸越根保証」(P25)、「事業承継特別保証制度」(P29)、「経営承継借換関連保証」(P30)等が対象となります。

※上記は概要であり、詳細につきましては各事務所・支所までお問い合わせください(お問い合わせ先は裏表紙をご覧ください)。

経営者保証を不要とする制度

●事業者選択型経営者保証非提供制度

対象となる方	次の(1)～(5)をすべて満たす法人(※1) (1)保証申込日(以下、「申込日」という)以前2年間、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること (2)申込日の直前決算において、代表者等への貸付金その他の金銭債権がなく、かつ代表者への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと (3)次のいずれかを満たすこと ①申込日の直前決算において債務超過でないこと(※2) ②申込日の直前2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと(※3) (4)次の①および②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること ①保証申込後においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること ②申込日を含む事業年度以降の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上相当と認められる額を超えないこと (5)保証料率の引上げを条件として経営者保証を提供しないことを希望していること (※1) 法人の設立後最初の事業年度(設立事業年度)の決算がない法人の場合、(1)、(2)および(3)は問いません。設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人の場合(3)は問いません。 (※2) 貸借対照表において「純資産の額≥ 0」となること。 (※3) 損益計算書において「経常利益+減価償却≥ 0」となること。
保証料率	対象となる方で、(3)①および②の<u>いずれも</u>満たす場合 所定の保証料率に0.25%上乗せ 対象となる方で、(3)①または②の<u>いずれか一方</u>を満たす場合、または法人の設立後2事業年度の決算がない場合 所定の保証料率に0.45%上乗せ
対象となる保証	原則として次の信用保険が付保された保証が本制度の対象となります ・無担保保険・公害防止保険・エネルギー対策保険・海外投資関係保険・新事業開拓保険・事業再生保険 (注)本制度は、個別の保証制度ではありません。
対象とならない保証等	①次の保証は、法令の定めるところにより経営者保証を徴求しないため、本制度の対象となりません。 ・特例経営力向上関連保証・特例地域経済牽引事業関連保証 ・経営承継借換関連保証 ・経営承継準備関連保証(経営承継円滑化法第12条第1項第1号ハに該当する場合) ②次の保証は、各保証の要綱等に基づいて経営者保証を徴求しないため本制度の対象となりません ・経営者保証を不要とする取扱い(金融機関連携型、財務型、担保充足型等)を適用する場合 ・事業承継特別保証制度 ・事業再生計画実施関連保証(経営改善・再生支援強化型)であって、経営者保証免除対応を適用する場合 ・スタートアップ創出促進保証制度・プロパー融資借換特別保証制度 ・経営者保証を徴求しない当協会独自の保証制度および自治体制度融資
必要書類	所定の申込書類のほか、「『事業者選択型経営者保証非提供制度』要件確認書兼誓約書」の添付が必要です

※上記は制度の概要であり、詳細につきましては各事務所・支所までお問い合わせください(お問い合わせ先は裏表紙をご覧ください)。

●事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度

対象となる方	事業者選択型経営者保証非提供制度と同じです
保証限度額	8,000万円（注）経営安定関連保証（セーフティネット保証）4号、5号の場合は別枠で8,000万円
対象資金	運転資金および設備資金
返済方法	一括返済または分割返済
保証期間	一括返済の場合：1年以内 分割返済の場合：10年以内（うち据置期間1年以内）
担保	不要
連帯保証人	不要
保証料率	事業者選択型経営者保証非提供制度と同じです 上乗せとなる保証料に対して国から保証申込日に応じて、以下の補助があります ・令和7年4月1日から令和8年3月31日まで、0.10%相当額 ・令和8年4月1日から令和9年3月31日まで、0.05%相当額
対象となる保証	無担保保険に係る以下いずれかの保証 ①一般関係に係る保証 ②経営安定関連保証（セーフティネット保証）4号および5号に係る保証
必要書類	事業者選択型経営者保証非提供制度と同じです
取扱期間	令和9年3月31日まで（保証申込受付分）

※上記は制度の概要であり、詳細につきましては各事務所・支所までお問い合わせください（お問い合わせ先は裏表紙をご覧ください）。

●プロパー融資借換特別保証制度

対象となる方	経営者保証を提供した保証協会の保証を付さない借入（以下、「プロパー借入」という）があり、かつ次の①から④の要件を全て満たす法人 ①資産超過であること ②EBITDA有利子負債倍率※が10倍以内であること ③法人・個人の分離がなされていること ④返済緩和している借入金がないこと ※EBITDA有利子負債倍率＝（借入金・社債－現預金）÷（営業利益＋減価償却費）
保証限度額	2億8,000万円（組合等は4億8,000万円） ただし、申込金融機関における保証限度額は、プロパー借入のうち、経営者保証を提供していない借入残高の範囲内とします（注）一般の普通保険（2億円）および無担保保険（8,000万円）の範囲内とします
対象資金	借換資金（申込金融機関におけるプロパー借入のうち、経営者保証を提供している事業資金の借換に限ります）
返済方法	一括返済または分割返済
保証期間	一括返済の場合：1年以内 分割返済の場合：10年以内（うち据置期間1年以内）
担保	必要に応じて提供していただきます
連帯保証人	不要
保証料率	0.45%～1.90%
必要書類	所定の申込書類のほか、「財務要件等確認書」、「借換債務等確認書」の添付が必要です
金融機関の責務	申込金融機関において、次のいずれかの要件を満たす必要があります ●経営者保証を提供せず、かつ保全のないプロパー融資を実行すること ●本制度による返済部分を除くプロパー融資の全部または一部について経営者保証を解除し、かつ解除したプロパー融資について保全がないこと
取扱期間	令和9年3月31日まで（保証申込受付分）

※上記は制度の概要であり、詳細につきましては各事務所・支所までお問い合わせください（お問い合わせ先は裏表紙をご覧ください）。

保証料率割引|商品・制度一覧

●保証料率割引|商品

本冊子でご案内している保証商品の一部では、保証料率の割引を実施しています。下表に一覧としてまとめていますので、利用商品を検討される際にご活用ください。

商品名	掲載ページ	このような方に	保証料率
地域活力向上保証 「ふるさと」	P7	兵庫県外から県内に移住して創業する方や、兵庫県外から県内に事業所を増設、移転する方	通常の保証料率から 平均25%割引
SDGs 社債保証	P19	SDGs達成に向けて取り組むことで自社の経営力や生産性の向上を目指す方	
ひょうご発展支援保証 「リードα」	P13	長期かつ柔軟な返済方法により大口資金を無担保で調達したい方	通常の保証料率から 20%割引
事業性評価保証 「タッグ」	P10	事業の強みを生かして更なる発展を目指す方	通常の保証料率から 平均20%割引 (注)「たんけい」は、継続更新時(2回目以降)における直近決算の保証料率区分が、初回保証利用時の保証料率区分からランクアップ(1区分以上)している場合が対象です。
技術・経営力発展保証 「スター」	P11	技術力、経営力が評価される方	
短期継続保証 「たんけい」	P12	一括返済の短期資金を継続利用したい方	
SDGs支援保証 「ステップ」	P14	SDGs達成に向けて取り組む方	
事業承継・M&A保証 「リレー」	P28	事業承継に必要な資金を調達したい方	

※各商品の詳細につきましては、それぞれの掲載ページをご覧ください。

●保証料率の割引|制度

当協会では、中小企業・小規模事業者の皆さまを側面的に支援するため、以下のような保証料率の割引制度をご用意しています。ぜひご活用ください。

1.会計処理に関する割引

会計参与を設置しており、その旨の登記を行った事項を示す書類(履歴事項全部証明書等)の提出があった会社については、各制度で定められている保証料率から**0.1%の割引**を行います。

2.有担保割引

普通保険等を利用した保証のうち、物的担保を裏付けとした保証については、各制度で定められている保証料率から**0.1%の割引**を行います。

(注1)一部の保証については、割引が適用とならない場合があります。

(注2)物的担保とは、不動産、有価証券、船舶、工場財団等のことをいい、人的担保(保証人)や割引手形等は除きます。

3.商工会・商工会議所の推薦に基づく割引

商工会・商工会議所から経営指導を受けている方が、商工会・商工会議所が発行する推薦書を添付して、小口零細企業保証に基づいた自治体融資制度を利用する場合、各制度で定められている保証料率から**0.1%の割引**を行います。

(注)一定の要件を満たす必要があります。

※上記は制度の概要であり、詳細につきましては各事務所・支所までお問い合わせください(お問い合わせ先は裏表紙をご覧ください)。

1

創業関連保証

創業関連保証は、適正な事業計画を持って県内で新規に事業を開始しようとする方をバックアップします。

対象となる方	①事業を営んでいない個人で、1か月以内(※1)に事業を開始する方 ②事業を営んでいない個人で、2か月以内(※1)に会社を設立する方 ③事業を営んでいない個人が事業を開始し、5年を経過していない方 ④事業を営んでいない個人が設立した会社(※2)で、設立後5年未満の会社 ⑤分社化を計画する会社(※2) ⑥設立後5年未満の分社化された会社(※2) ⑦事業を営んでいない個人が個人事業主として創業後、法人成りした会社(個人創業後5年未満に限る)(※2) (※1) 認定特定創業支援等事業の支援を受けた創業者は6か月以内 (※2) 会社法の株式会社、合名会社、合資会社または合同会社をいいます (組合、特定非営利活動法人(NPO法人)、医療法人等は対象となりません。)
資金使途	運転資金および設備資金 (ただし、新会社設立のための資本金(株式取得資金)は対象となりません)
保証限度額	3,500万円(スタートアップ創出促進保証制度および再挑戦支援保証と合算)
保証期間	10年以内(据置1年以内)
担保	不要
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。
貸付利率	金融機関所定利率
保証料率	年0.50%
返済方法	原則として、元金均等分割返済
保証割合	責任共有制度対象外(100%保証)
その他 注意事項	経営状況の悪化により過去に営んでいた事業を廃止または会社を解散してから5年を経過していない方を保証対象者とする『再挑戦支援保証』も取り扱っています。

※上記は制度の概要であり、詳細につきましては各事務所・支所までお問い合わせください(お問い合わせ先は裏表紙をご覧ください)。

スタートアップ創出促進保証制度(通称SSS保証)は、創業から一定期間を経過していない会社等に対して、経営者保証を不要とする融資により資金調達を支援する保証です。

対象となる方	①事業を営んでいない個人で、2か月以内(※1)に会社を設立する方 ②分社化を計画する会社(※2) ③事業を営んでいない個人が設立した会社(※2)で、設立後5年未満の会社 ④設立後5年未満の分社化された会社(※2) ⑤事業を営んでいない個人が個人事業主として創業後、法人成りした会社(個人創業後5年未満に限る)(※2) (※1) 認定特定創業支援等事業の支援を受けた創業者は6か月以内 (※2) 会社法の株式会社、合名会社、合資会社または合同会社をいいます (組合、特定非営利活動法人(NPO法人)、医療法人等は対象となりません。)
自己資金要件	創業を予定されている方、または税務申告1期末終了の方は、創業資金総額の1/10以上の自己資金が必要となります
資金使途	運転資金および設備資金
保証限度額	3,500万円(創業関連保証および再挑戦支援保証と合算)
保証期間	10年以内(うち据置期間1年または3年以内(※3)) (※3) 次のいずれかに該当する場合、3年以内とすることができます。なお、プロパー借入とは、信用保証協会の保証を付さない借入をいいます。 ①本保証付借入と原則同時に、申込金融機関からプロパー借入をする。 ②保証申込時に申込金融機関においてプロパー借入の残高がある。
貸付形式	証書貸付
返済方法	原則として、元金均等分割返済
貸付利率	金融機関所定利率
担保	不要
連帯保証人	不要
保証料率	年0.70%(創業関連保証の保証料率に0.20%上乗せ)
保証割合	責任共有制度対象外(100%保証)
必要書類	所定の申込書類のほか、創業計画書(スタートアップ創出促進保証制度用)が必要です。
その他注意事項	本制度を利用した方は、原則として会社設立から3年目と5年目に、中小企業活性化協議会によるガバナンス体制の整備に関するチェックを受け、「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」を金融機関に提出する必要があります。 また、金融機関は、提出された「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート(写)」について、創業者がガバナンス体制の整備に関するチェックを受けた月の翌月以降に到来する4月または10月のいずれか早い月に保証協会に提出する必要があります。

※上記は制度の概要であり、詳細につきましては各事務所・支所までお問い合わせください(お問い合わせ先は裏表紙をご覧ください)。

地域活力向上保証「ふるさと」は、兵庫県外から県内に移住して創業する方や兵庫県外から県内に事業所を増設、移転する中小企業・小規模事業者の皆さまの円滑な創業、事業発展を後押しする保証です。また本保証の利用後には、ご希望により外部専門家による経営支援を無料で受けることができます。

対象となる方	対象者1:創業者(創業前) ①兵庫県外に居住しており、兵庫県内で個人事業を創業する方または法人を設立して兵庫県内で創業する方 ②保証申込前3年以内に兵庫県外から兵庫県内に移住しており、兵庫県内で個人事業を創業する方または法人を設立して兵庫県内で創業する方 ③兵庫県内の「地域おこし協力隊」の隊員で、活動期間の最終年次または終了翌年に兵庫県内で個人事業を創業する方または法人を設立して兵庫県内で創業する方																																
	対象者2:創業者(創業後) ①兵庫県外に居住中に兵庫県内で個人事業を創業後または法人を設立して兵庫県内で創業後、1年以内の方 ②保証申込前3年以内に兵庫県外から兵庫県内に移住し、兵庫県内で個人事業を創業後または法人を設立して兵庫県内で創業後、1年以内の方 ③兵庫県内の「地域おこし協力隊」の隊員で、活動期間の最終年次または終了翌年に兵庫県内で個人事業を創業後または法人を設立して兵庫県内で創業後、1年以内の方																																
	対象者3:中小企業・小規模事業者 ①兵庫県外のみ事業所を有しており、1年以内に兵庫県内に事業所を増設または移転する方 ②従前は兵庫県外のみ事業所を有しており、兵庫県内に事業所を増設または移転後、1年以内の方																																
資金使途	運転資金および設備資金																																
保証限度額	2億8,000万円(組合の場合4億8,000万円) (注)一般の普通保険(2億円(組合4億円))および無担保保険(8,000万円)の範囲内とします。																																
保証期間	10年以内(うち据置期間1年以内)																																
貸付形式	証書貸付																																
返済方法	元金均等分割返済																																
貸付利率	金融機関所定利率																																
担保	必要に応じて提供していただきます。																																
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。																																
保証料率	経営状況に応じて決定(下表参照)																																
	<table><tr><th colspan="2">保証料率区分</th><th>①</th><th>②</th><th>③</th><th>④</th><th>⑤</th><th>⑥</th><th>⑦</th><th>⑧</th><th>⑨</th></tr><tr><td rowspan="2">責任共有保証料率</td><td>貸借対照表あり</td><td>1.47%</td><td>1.35%</td><td>1.19%</td><td>1.03%</td><td>0.88%</td><td>0.74%</td><td>0.59%</td><td>0.45%</td><td>0.31%</td></tr><tr><td>貸借対照表なし</td><td colspan="9">0.88%</td></tr></table>	保証料率区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	責任共有保証料率	貸借対照表あり	1.47%	1.35%	1.19%	1.03%	0.88%	0.74%	0.59%	0.45%	0.31%	貸借対照表なし	0.88%								
	保証料率区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																						
責任共有保証料率	貸借対照表あり	1.47%	1.35%	1.19%	1.03%	0.88%	0.74%	0.59%	0.45%	0.31%																							
	貸借対照表なし	0.88%																															
	(注1)会計処理に関する割引の適用が可能です。詳細はP4をご参照ください。 (注2)創業関連保証を利用される場合は、0.50%となります。 (注3)当協会と所定の保証料負担に係る契約を締結している自治体において、創業または事業所を増設、移転する方は、自治体から保証料の補助を受けることができます。																																
保証割合	責任共有制度対象 (注)創業関連保証を利用する場合は、責任共有制度対象外(100%保証)																																
必要書類	所定の申込書類のほか「地域活力向上保証「ふるさと」確認書兼推薦書」等の添付が必要です。 詳しくは各事務所・支所にお問い合わせください。																																
経営支援	本保証を利用した方は、ご希望により外部専門家(中小企業診断士、公認会計士等)による経営支援を無料で受けることができます(対象者3の方は除きます)。																																
その他注意事項	自治体融資制度との併用はできません。 また「創業関連保証」を除く他の保証制度との併用はできません。																																

※上記は制度の概要であり、詳細につきましては各事務所・支所までお問い合わせください(お問い合わせ先は裏表紙をご覧ください)。

小口零細企業保証は、一定の要件を満たす小規模事業者の皆さまへの安定的な資金供給を目的とした、責任共有制度の対象外となる保証(100%保証)です。

地域ふれあい保証は、小口零細企業保証を活用して、商工会・商工会議所との連携のもと、推薦を受けた意欲のある小規模事業者の皆さまの資金ニーズに対応することを目的とした制度です。

対象となる方

- 兵庫県内に事業所を有し、次の要件①に該当し、かつ②から⑥のいずれかに該当する方
- ①保証対象業種を営み、許認可等を必要とする業種は当該許認可等を取得していること
 - ②常時使用する従業員数が20人(商業またはサービス業(※)は5人)以下の会社および個人(特定非営利活動法人(NPO法人)は除く)
(※)宿泊業、娯楽業および旅行業は20人以下
 - ③事業協同小組合、または、組合員の3分の2以上が保証対象業種を営む事業協同小組合
 - ④従事する組合員の数が20人以下の企業組合
 - ⑤常時使用する従業員数が20人以下の協業組合
 - ⑥常時使用する従業員数が20人以下の医業を主たる事業とする法人(上記②から⑤に掲げるものを除く)
- 地域ふれあい保証は、上記の要件に加え、以下の⑦および⑧に該当し、法人の場合⑨、個人の場合⑩に該当する方
- ⑦1年以上同一事業を営み今後も当該事業を継続するもので、1回以上税務申告を行っているもの
 - ⑧商工会・商工会議所の推薦を受けているもの
 - ⑨法人の場合は、次の要件アおよびイをすべて備えているもの
 - ア 直近決算において、経常利益を計上しているもの
 - イ 直近決算において、債務超過でないもの
 - ⑩個人の場合は、次の要件アおよびイをすべて備えているもの
 - ア 直近決算において、所得金額(申告控除・専従者給与控除前)を計上しているもの
 - イ 売上金額が確定申告書、または確定申告書に添付している青色申告決算書および収支内訳書(白色申告)のいずれかで確認できるもの
- (注)地域ふれあい保証で自治体融資制度を利用することはできません。

資金使途

運転資金および設備資金

融資限度額

2,000万円
(注1)既存の保証協会保証付残高との合計で2,000万円以内とします。
(注2)地域ふれあい保証は注1に加え、保証申込直前期の決算における平均月商3か月分の範囲内とします。

貸付形式

証書貸付、手形貸付、手形割引

保証期間

7年以内(うち据置期間6か月以内)

返済方法

元金均等分割返済または一括返済(小口零細企業保証で自治体融資制度を利用する場合は、その定めによります)

貸付利率

金融機関所定利率(小口零細企業保証で自治体融資制度を利用する場合は、その定めによります)

担保

原則として、不要(地域ふれあい保証では不要)

連帯保証人

必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。

保証料率

経営状況に応じて決定(下表参照)

保証料率区分			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
無担保保証	責任共有外保証料率	貸借対照表あり	2.20%	2.00%	1.80%	1.60%	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%	0.50%
		貸借対照表なし	1.35%								
経営安定関連保証	責任共有外保証料率		0.90%(有担保割引なし)								
特別小口保証	責任共有外保証料率		1.00%								

地域ふれあい保証を利用する場合は上表の保証料率から0.1%割引されます。

(注)両制度で会計処理に関する割引が、小口零細企業保証で有担保割引(ただし経営安定関連保証等を除く)および商工会・商工会議所の推薦に基づく割引が適用可能です。詳細はP4をご参照ください。

保証割合

責任共有制度対象外(100%保証)

必要書類

地域ふれあい保証は協会と覚書を締結している商工会または商工会議所が発行する「推薦書」

※上記は制度の概要であり、詳細につきましては各事務所・支所までお問い合わせください(お問い合わせ先は裏表紙をご覧ください)。

小規模企業支援型保証「エール」は、堅実に事業を営む小規模企業者の皆さまの資金ニーズに迅速に対応することを目的に、金融機関の支援と協調して行う保証です。

対象となる方	金融機関および当協会が定めた要件等を備え、次の①から④に該当し、法人の場合は⑤および⑥、個人の場合は⑦および⑧に該当する方(組合、特定非営利活動法人(NPO法人)は除く) ①引き続き1年以上事業を営んでいること ②保証対象業種を営み、許認可等を必要とする業種は当該許認可等を取得していること ③常時使用する従業員数が20人(商業・サービス業(※)は5人)以下であること (※)宿泊業、娯楽業および旅行業は20人以下 ④当協会の保証利用実績がある、または取扱金融機関との与信取引が6か月以上あること (法人の場合) ⑤保証申込直前期決算(12か月)において、売上金額が1億5,000万円以下であり、経常利益(経常損失)と減価償却費を合算した金額が(当該申込を含めた)本制度利用金額の10%以上を計上しているもの ⑥債務超過でないこと (個人事業者の場合) ⑦保証申込直前期決算(12か月)において、売上金額が1億5,000万円以下であり、所得金額(所得損失)と減価償却費を合算した金額が(当該申込を含めた)本制度利用金額の10%以上を計上しているもの ⑧申告の種類は青色・白色を問わず、確定申告書で売上金額が把握できること																																																					
資金使途	運転資金および設備資金(ただし、不動産取得資金は対象となりません)																																																					
融資限度額	2,000万円 (注1)一般の無担保保険(8,000万円)の範囲内とします。 (注2)保証申込直前期決算における平均月商2か月分の範囲内かつ当該申込を含めた総保証債務残高が保証申込直前期決算における年商の80%以内とします。																																																					
保証期間	運転資金7年以内、設備資金10年以内(うち据置期間6か月以内)																																																					
貸付形式	証書貸付																																																					
返済方法	元金均等分割返済																																																					
貸付利率	金融機関所定利率(自治体融資制度を利用する場合は、その定めによります)																																																					
担保	不要																																																					
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は不要です。																																																					
保証料率	経営状況に応じて決定(下表参照) <table><tr><th colspan="2">保証料率区分</th><th>①</th><th>②</th><th>③</th><th>④</th><th>⑤</th><th>⑥</th><th>⑦</th><th>⑧</th><th>⑨</th></tr><tr><td rowspan="2">責任共有保証料率</td><td>貸借対照表あり</td><td>1.90%</td><td>1.75%</td><td>1.55%</td><td>1.35%</td><td>1.15%</td><td>1.00%</td><td>0.80%</td><td>0.60%</td><td>0.45%</td></tr><tr><td>貸借対照表なし</td><td colspan="9">1.15%</td></tr><tr><td rowspan="2">責任共有外保証料率</td><td>貸借対照表あり</td><td>2.20%</td><td>2.00%</td><td>1.80%</td><td>1.60%</td><td>1.35%</td><td>1.10%</td><td>0.90%</td><td>0.70%</td><td>0.50%</td></tr><tr><td>貸借対照表なし</td><td colspan="9">1.35%</td></tr></table> (注)会計処理に関する割引の適用が可能です。詳細はP4をご参照ください。	保証料率区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	責任共有保証料率	貸借対照表あり	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	貸借対照表なし	1.15%									責任共有外保証料率	貸借対照表あり	2.20%	2.00%	1.80%	1.60%	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%	0.50%	貸借対照表なし	1.35%								
保証料率区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																												
責任共有保証料率	貸借対照表あり	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%																																												
	貸借対照表なし	1.15%																																																				
責任共有外保証料率	貸借対照表あり	2.20%	2.00%	1.80%	1.60%	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%	0.50%																																												
	貸借対照表なし	1.35%																																																				
保証割合	責任共有制度対象 なお、「プロパー融資の残高がある場合」または「本保証と同時にプロパー融資を行う場合」は、小口零細企業保証(責任共有制度対象外(100%保証))の利用が可能です。																																																					
その他注意事項	①申込の前に、当協会の所定の様式にて事前相談を行ってください(事前内定型の保証商品です)。 ②貸付実行後、金融機関においてモニタリングを行った上で、半期ごとに業況報告書を当協会へ提出していただきます。																																																					
取扱金融機関	但馬銀行、池田泉州銀行、中国銀行、百十四銀行、関西みらい銀行、四国銀行、阿波銀行、京都銀行、山陰合同銀行、みなと銀行、トマト銀行、徳島大正銀行、神戸信用金庫、日新信用金庫、中兵庫信用金庫、播州信用金庫、兵庫信用金庫、西兵庫信用金庫、姫路信用金庫、但馬信用金庫、但陽信用金庫、淡路信用金庫、大阪信用金庫、大阪シティ信用金庫、大阪商工信用金庫、北おおさか信用金庫、鳥取信用金庫、京都北都信用金庫、兵庫県医療信用組合、淡陽信用組合、近畿産業信用組合、商工組合中央金庫、兵庫県信用農業協同組合連合会(順不同 ※令和7年4月1日現在)(注)自治体融資制度を利用する場合は、自治体融資制度取扱金融機関に限られます。																																																					

※上記は制度の概要であり、詳細につきましては各事務所・支所までお問い合わせください(お問い合わせ先は裏表紙をご覧ください)。

事業性評価保証「タッグ」は、中小企業・小規模事業者の皆さまの事業内容や成長性等を適切に評価し、必要な事業資金を提供することにより、更なる事業の発展を支援する保証です。

対象となる方	金融機関が事業性評価を行い、継続して支援する方針である方											
資 金 使 途	運転資金および設備資金											
保証限度額	2億8,000万円(組合の場合4億8,000万円) (注)一般の普通保険(2億円(組合4億円))および無担保保険(8,000万円)の範囲内とします。											
保 証 期 間	15年以内(うち据置期間2年以内)											
貸 付 形 式	証書貸付または手形貸付											
返 済 方 法	元金均等分割返済または一括返済 (一括返済は、保証期間1年以内の場合に限ります)											
貸 付 利 率	金融機関所定利率											
担 保	必要に応じて提供していただきます。											
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。											
保 証 料 率	経営状況に応じて決定(下表参照)											
	保証料率区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	
	責任共有 保証料率	貸借対照表あり	1.70%	1.50%	1.30%	1.10%	0.92%	0.77%	0.61%	0.45%	0.31%	
		貸借対照表なし	0.92%									
	(注)会計処理に関する割引の適用が可能です。詳細はP4をご参照ください。											
保 証 割 合	責任共有制度対象											
必 要 書 類	所定の申込書類のほか、事業性評価保証「タッグ」推薦書(協会所定様式)または金融機関所定の事業性評価に係る資料(事業性評価シート等)の添付が必要です。 なお、「プロパー融資の残高がある場合」または「本保証と同時にプロパー融資を行う場合」は、簡便な推薦書での取扱が可能です。											
そ の 他 注 意 事 項	①自治体融資制度および他の保証制度等との併用はできません。 ②既存の「タッグ」およびひょうご発展応援保証「リピート5」の借換えが可能です。											

※上記は制度の概要であり、詳細につきましては各事務所・支所までお問い合わせください(お問い合わせ先は裏表紙をご覧ください)。

技術・経営力発展保証「スター」は、技術力、経営力が評価される中小企業・小規模事業者の皆さまの保証料率を軽減し、更なる事業の発展を支援する保証です。

対象となる方	次のいずれかに該当する方 ①(公財)ひょうご産業活性化センターが実施する「ひょうご中小企業技術・経営力評価制度」による評価を受け、その総合評価(全体評価)が2(フラット)以上であること ②(公財)兵庫県勤労福祉協会(ひょうご仕事と生活センター)より、「ひょうご仕事と生活の調和推進企業」に認定されていること ③日本健康会議から「健康経営優良法人認定制度」に基づく認定を受けていること ④次の何れかの事業継続計画(以下「BCP」という。)を策定していること ア 中小企業庁が公開している「中小企業BCP策定運用指針」に準じたもの。 ただし、同指針のうち、対象は基本、中級、上級コースとする(入門コースは対象外)。 イ 兵庫県中小企業団体中央会が策定を支援し、推薦するBCP ウ 「国土強靱化貢献団体の認証に関するガイドライン」(内閣官房)に基づく「国土強靱化貢献団体の認証(レジリエンス認証)」を取得したBCP ⑤兵庫県(神戸市内の企業は兵庫県と神戸市)より「ひょうご・こうべ女性活躍推進企業(ミモザ企業)認定制度」に基づく認定を受けていること										
資金使途	運転資金および設備資金										
保証限度額	2億8,000万円(組合の場合4億8,000万円) (注)一般の普通保険(2億円(組合4億円))および無担保保険(8,000万円)の範囲内とします。										
保証期間	10年以内(うち据置期間1年以内)										
貸付形式	証書貸付または手形貸付										
返済方法	元金均等分割返済または一括返済(一括返済は、保証期間1年以内の場合に限りです)										
貸付利率	金融機関所定利率										
担保	必要に応じて提供していただきます。										
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。										
保証料率	経営状況に応じて決定(下表参照)										
	保証料率区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	責任共有 保証料率	貸借対照表あり 貸借対照表なし	1.70% 0.92%	1.50% 0.92%	1.30% 0.92%	1.10% 0.92%	0.92% 0.92%	0.77% 0.92%	0.61% 0.92%	0.45% 0.92%	0.31% 0.92%
(注)会計処理に関する割引の適用が可能です。詳細はP4をご参照ください。											
保証割合	責任共有制度対象										
必要書類	対象となる方①：技術・経営力評価報告書(写し) ※評価報告書の発行日から1年以内のもの 対象となる方②：ひょうご仕事と生活の調和推進企業の認定証(写し) ※認定証の発行日から3年以内のもの 対象となる方③：健康経営優良法人の認定証(写し) ※有効期間は、認定証発行日の翌年度の末日(3月31日)まで 対象となる方④：・事業継続計画書(写し) ・自己診断チェックリスト(兵庫県中小企業団体中央会推薦BCPおよびレジリエンス認証BCPの場合は不要) ・推薦書(兵庫県中小企業団体中央会推薦BCPの場合) ・レジリエンス認証・登録証(写し)(レジリエンス認証BCPの場合) 対象となる方⑤：・「ひょうご・こうべ女性活躍推進企業(ミモザ企業)認定制度」の認定証(写し) ※有効期間は、認定の日から3年後の月に属する末日まで										
その他 注意事項	①兵庫県融資制度の利用が可能です(別に保証料率割引や保証料補助等が適用される融資制度を除く)。 ②既存の「スター」のみ借換が可能です。										

※上記は制度の概要であり、詳細につきましては各事務所・支所までお問い合わせください(お問い合わせ先は裏表紙をご覧ください)。

短期継続保証「たんけい」は、短期資金による資金調達を継続して利用していただくことにより、中小企業・小規模事業者の皆さまの新たな事業展開や業務拡張を支援する保証です。

対象となる方	1期以上の決算（確定申告）を行っている方 （注）原則として、1企業1口限り利用可能とします。また、大口短期継続保証「たんけいプレミアム」との併用はできません。																																																																																																
資金使途	運転資金																																																																																																
限度額	5,000万円 （注1）一般の普通保険（2億円）および無担保保険（8,000万円）の範囲内とします。 （注2）直近決算（確定申告）における平均月商の2か月分以内とします。 （注3）借換えを伴う場合、限度額は5,000万円または借換える保証の利用金額のいずれか大きい金額とします。																																																																																																
保証期間	1年 （注）最大4回までの継続更新が繰り返し可能です。																																																																																																
貸付形式	証書貸付または手形貸付																																																																																																
返済方法	一括返済																																																																																																
貸付利率	金融機関所定利率																																																																																																
担保	必要に応じて提供していただきます。																																																																																																
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。																																																																																																
保証料率	経営状況に応じて決定（下表参照） ①初回保証利用時（既に4回の継続更新を行っている本保証または大口短期継続保証「たんけいプレミアム」の借換時を含む。以下同じ。）または1回目の継続更新時 <table><tr><th colspan="2">保証料率区分</th><th>①</th><th>②</th><th>③</th><th>④</th><th>⑤</th><th>⑥</th><th>⑦</th><th>⑧</th><th>⑨</th></tr><tr><td rowspan="2">責任共有保証料率</td><td>貸借対照表あり</td><td>1.90%</td><td>1.75%</td><td>1.55%</td><td>1.35%</td><td>1.15%</td><td>1.00%</td><td>0.80%</td><td>0.60%</td><td>0.45%</td></tr><tr><td>貸借対照表なし</td><td colspan="9">1.15%</td></tr></table> （注）会計処理に関する割引および有担保割引の適用が可能です。詳細はP4をご参照ください。 ②2回目以降の継続更新時 ア 継続更新時における直近決算の保証料率区分が初回保証利用時の保証料率区分からランクアップ（1区分以上）している場合 <table><tr><th colspan="2">保証料率区分</th><th>①</th><th>②</th><th>③</th><th>④</th><th>⑤</th><th>⑥</th><th>⑦</th><th>⑧</th><th>⑨</th></tr><tr><td rowspan="2">責任共有保証料率</td><td>貸借対照表あり</td><td>—</td><td>1.50%</td><td>1.30%</td><td>1.10%</td><td>0.92%</td><td>0.77%</td><td>0.61%</td><td>0.45%</td><td>0.31%</td></tr><tr><td>貸借対照表なし</td><td colspan="9">—</td></tr></table> （注1）会計処理に関する割引の適用が可能です。詳細はP4をご参照ください。 （注2）初回保証利用時に貸借対照表を作成していない方等については、継続更新時におけるランクアップの判定対象外となります。 イ ランクアップしていない場合およびランクアップの判定対象外の場合 <table><tr><th colspan="2">保証料率区分</th><th>①</th><th>②</th><th>③</th><th>④</th><th>⑤</th><th>⑥</th><th>⑦</th><th>⑧</th><th>⑨</th></tr><tr><td rowspan="2">責任共有保証料率</td><td>貸借対照表あり</td><td>1.90%</td><td>1.75%</td><td>1.55%</td><td>1.35%</td><td>1.15%</td><td>1.00%</td><td>0.80%</td><td>0.60%</td><td>0.45%</td></tr><tr><td>貸借対照表なし</td><td colspan="9">1.15%</td></tr></table> （注）会計処理に関する割引および有担保割引の適用が可能です。詳細はP4をご参照ください。	保証料率区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	責任共有保証料率	貸借対照表あり	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	貸借対照表なし	1.15%									保証料率区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	責任共有保証料率	貸借対照表あり	—	1.50%	1.30%	1.10%	0.92%	0.77%	0.61%	0.45%	0.31%	貸借対照表なし	—									保証料率区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	責任共有保証料率	貸借対照表あり	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	貸借対照表なし	1.15%								
保証料率区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																																																																							
責任共有保証料率	貸借対照表あり	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%																																																																																							
	貸借対照表なし	1.15%																																																																																															
保証料率区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																																																																							
責任共有保証料率	貸借対照表あり	—	1.50%	1.30%	1.10%	0.92%	0.77%	0.61%	0.45%	0.31%																																																																																							
	貸借対照表なし	—																																																																																															
保証料率区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																																																																							
責任共有保証料率	貸借対照表あり	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%																																																																																							
	貸借対照表なし	1.15%																																																																																															
保証割合	責任共有制度対象																																																																																																
借換え	本保証では、「たんけい」および「たんけいプレミアム（既に4回の継続更新を行っているものに限る。）」のみ借換えることができます。																																																																																																
その他注意事項	自治体融資制度および他の保証制度等との併用はできません。																																																																																																

※上記は制度の概要であり、詳細につきましては各事務所・支所までお問い合わせください(お問い合わせ先は裏表紙をご覧ください)。

ひょうご発展支援保証「リードα」は、中小企業・小規模事業者の皆さまの多様化する資金ニーズに応えるため、保証料率を通常よりも割引し、大口無担保で長期一括返済を可能とする保証です。

対象となる方	株式会社(特例有限会社を含む)、合名会社、合資会社、合同会社、医療法人																																					
資 格 要 件	当協会が定めた審査基準に該当し、次のすべての要件に該当する方 ①引き続き2年以上事業を営んでいること ②直近2期(12か月分×2期)の確定申告書(決算書)を提出できること ③取扱金融機関と与信取引があり、取扱金融機関の推薦があること ④申込直前期の決算において、下表の基準(a)～(c)のいずれかに該当していること (ただし、2および3については、それぞれの項目に対し、いずれか1項目を充足する必要があります。) <table><tr><th colspan="2">項 目</th><th>基準(a)</th><th>基準(b)</th><th>基準(c)</th></tr><tr><td>1</td><td>純資産額</td><td>5,000万円以上3億円未満</td><td>3億円以上5億円未満</td><td>5億円以上</td></tr><tr><td rowspan="2">2</td><td>自己資本比率</td><td>20%以上</td><td>20%以上</td><td>15%以上</td></tr><tr><td>純資産倍率</td><td>2.0倍以上</td><td>1.5倍以上</td><td>1.5倍以上</td></tr><tr><td rowspan="2">3</td><td>使用総資本事業利益率</td><td>10%以上</td><td>10%以上</td><td>5%以上</td></tr><tr><td>インタレスト・カバレッジ・レシオ</td><td>2.0倍以上</td><td>1.5倍以上</td><td>1.0倍以上</td></tr></table> (注) 1.自己資本比率(%)=純資産額÷(純資産額+負債の額)×100 2.純資産倍率=純資産額÷資本金 3.使用総資本事業利益率(%)=(営業利益+受取利息・受取配当金)÷資産の額×100 4.インタレスト・カバレッジ・レシオ=(営業利益+受取利息・受取配当金)÷(支払利息+割引料)										項 目		基準(a)	基準(b)	基準(c)	1	純資産額	5,000万円以上3億円未満	3億円以上5億円未満	5億円以上	2	自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上	純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上	3	使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上	インタレスト・カバレッジ・レシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上
項 目		基準(a)	基準(b)	基準(c)																																		
1	純資産額	5,000万円以上3億円未満	3億円以上5億円未満	5億円以上																																		
2	自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上																																		
	純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上																																		
3	使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上																																		
	インタレスト・カバレッジ・レシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上																																		
資 金 使 途	運転資金および設備資金																																					
融資限度額	2億8,000万円 (注)一般の普通保険(2億円)および無担保保険(8,000万円)の範囲とします。																																					
保 証 期 間	10年以内(据置期間に制限はありません)																																					
貸 付 形 式	証書貸付または手形貸付																																					
返 済 方 法	元金均等分割返済または一括返済																																					
貸 付 利 率	金融機関所定利率																																					
担 保	不要																																					
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。																																					
保 証 料 率	経営状況に応じて決定(下表参照) <table><tr><th>保証料率区分</th><th>①</th><th>②</th><th>③</th><th>④</th><th>⑤</th><th>⑥</th><th>⑦</th><th>⑧</th><th>⑨</th></tr><tr><td>責任共有保証料率</td><td>1.52%</td><td>1.40%</td><td>1.24%</td><td>1.08%</td><td>0.92%</td><td>0.80%</td><td>0.64%</td><td>0.48%</td><td>0.36%</td></tr></table> (注)会計処理に関する割引の適用が可能です。詳細はP4をご参照ください。										保証料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	責任共有保証料率	1.52%	1.40%	1.24%	1.08%	0.92%	0.80%	0.64%	0.48%	0.36%								
保証料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																													
責任共有保証料率	1.52%	1.40%	1.24%	1.08%	0.92%	0.80%	0.64%	0.48%	0.36%																													
保 証 割 合	責任共有制度対象																																					
必 要 書 類	所定の申込書類のほか、「ひょうご発展支援保証『リードα』推薦書兼資格要件確認書」の添付が必要です。																																					
その他注意事項	貸付実行後、金融機関においてモニタリングを行った上で、融資先企業から決算期ごとに確定申告書(決算書)を協会へ提出していただきます。																																					
経営者保証 不要プラン	【プラン内容】 連帯保証人を不要とする 【要 件】 保証期間が以下の条件に該当する場合、本プランの対象となります。 ①運転資金の場合：7年以内(据置期間1年以内)、一括返済は2年以内 ②設備資金の場合：10年以内(据置期間1年以内)、一括返済は2年以内																																					

※上記は制度の概要であり、詳細につきましては各事務所・支所までお問い合わせください(お問い合わせ先は裏表紙をご覧ください)。

SDGs支援保証「ステップ」は、SDGs達成に向けて取り組む中小企業・小規模事業者の皆さまに対して、積極的に信用保証を提供することにより、その取組を後押しし、SDGs達成に資することを目的とした保証です。

対象となる方	次のいずれかに該当する方 ①兵庫県が実施する「ひょうご産業SDGs推進宣言事業」において、SDGs推進宣言が登録されている方 ②兵庫県内の市町が実施するSDGs宣言登録制度に登録されている方																																									
資金使途	運転資金および設備資金																																									
保証限度額	2億8,000万円(組合の場合4億8,000万円) (注)一般の普通保険(2億円(組合4億円))および無担保保険(8,000万円)の範囲内とします。																																									
保証期間	15年以内(うち据置期間2年以内)																																									
貸付形式	証書貸付または手形貸付																																									
返済方法	元金均等分割返済または一括返済 (一括返済は、保証期間1年以内の場合に限ります)																																									
貸付利率	金融機関所定利率																																									
担保	必要に応じて提供していただきます。																																									
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。																																									
保証料率	経営状況に応じて決定(下表参照) <table><tr><th colspan="2">保証料率区分</th><th>①</th><th>②</th><th>③</th><th>④</th><th>⑤</th><th>⑥</th><th>⑦</th><th>⑧</th><th>⑨</th></tr><tr><td rowspan="2">責任共有 保証料率</td><td>貸借対照表あり</td><td>1.70%</td><td>1.50%</td><td>1.30%</td><td>1.10%</td><td>0.92%</td><td>0.77%</td><td>0.61%</td><td>0.45%</td><td>0.31%</td></tr><tr><td>貸借対照表なし</td><td colspan="9">0.92%</td></tr></table> (注)会計処理に関する割引の適用が可能です。詳細はP4をご参照ください。										保証料率区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	責任共有 保証料率	貸借対照表あり	1.70%	1.50%	1.30%	1.10%	0.92%	0.77%	0.61%	0.45%	0.31%	貸借対照表なし	0.92%								
保証料率区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																
責任共有 保証料率	貸借対照表あり	1.70%	1.50%	1.30%	1.10%	0.92%	0.77%	0.61%	0.45%	0.31%																																
	貸借対照表なし	0.92%																																								
保証割合	責任共有制度対象																																									
必要書類	所定の申込書類のほか、以下の書類が必要となります。 ①兵庫県または兵庫県内の市町に提出したSDGs宣言書(取組計画書)の写し ②兵庫県が実施する「ひょうご産業SDGs推進宣言事業」または兵庫県内の市町が実施するSDGs宣言登録制度の登録証の写しもしくは登録通知書の写し																																									
その他注意事項	他の保証付融資の借換が可能です。																																									

※上記は制度の概要であり、詳細につきましては各事務所・支所までお問い合わせください(お問い合わせ先は裏表紙をご覧ください)。

経営力向上関連保証は、主務大臣から「経営力向上計画」の認定を受け、計画に従って経営力向上にかかる新事業を実施する中小企業・小規模事業者等の皆さまを対象とする保証です。

対象となる方	次のいずれかに該当する方 ①中小企業等経営強化法第17条第1項に規定する経営力向上計画を主務大臣に提出して認定を受け、計画に従って経営力向上にかかる事業を実施する方 ②中小企業等経営強化法第17条第1項に規定する経営力向上計画を主務大臣に提出して認定を受け、計画に従って事業承継等を行う方で、次のアからエのいずれにも該当する方 ア 資産超過であること イ EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること ウ 法人・個人の分離がなされていること エ 返済緩和している借入金がないこと ※EBITDA有利子負債倍率=(借入金・社債・現預金)÷(営業利益+減価償却費)
資金使途	●対象となる方①の場合 認定経営力向上計画に従って行われる新事業活動の実施に必要な運転資金もしくは設備資金、事業承継等に必要な資金または事業承継等事前調査に必要な資金 ●対象となる方②の場合 認定経営力向上計画に従って行われる事業承継等に必要な資金
保証限度額	2億8,000万円(組合の場合4億8,000万円) (注1)別枠の普通保険(2億円(組合4億円))および無担保保険(8,000万円)の範囲内とします(一般の保険とは別枠となります)。 (注2)新事業開拓保証および海外投資関係保証を利用する場合は、上記とは別枠を利用できる場合があります。
保証期間	運転資金:原則として5年以内(うち据置期間1年以内) 設備資金:原則として7年以内(うち据置期間1年以内)
貸付形式	証書貸付
返済方法	原則として、元金均等分割返済
貸付利率	金融機関所定利率
担保	必要に応じて提供していただきます。
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。 なお、対象となる方②の場合は、不要
保証料率	年0.70% (注)併用する保証により料率は異なります。詳細につきましては経営支援部 再生発展支援課までお問い合わせください。
保証割合	責任共有制度対象
必要書類	所定の申込書類のほか、認定経営力向上計画(認定を受けた経営力向上計画にかかる認定申請書の写し)の添付が必要です。 なお、新事業開拓保証、海外投資関係保証を利用する場合は、以下の書類の添付が必要です。 ①新事業開拓保証を利用する場合 ア 新事業であることを証する書面(認定申請書等) イ 新事業の開拓に関する計画書 ②海外投資関係保証を利用する場合 ア 海外直接投資に係る証券取得に関する計画書(外国法人発行の証券等の取得に係る資金の場合) イ 海外直接投資に係る金銭の貸付けに関する計画書(外国法人に対する金銭の貸付けに係る資金の場合) ウ 外国における支店等の設置又は拡張に関する計画書(外国における支店等の設置または拡張に係る資金の場合) エ 海外直接投資の事業に係る従業員教育・調査に関する計画書(従業員教育、調査に係る資金の場合)
お問い合わせ窓口	経営支援部 再生発展支援課(TEL 078-393-4024)

※上記は制度の概要であり、詳細につきましては経営支援部 再生発展支援課までお問い合わせください。

流動資産担保融資保証(通称ABL保証)は、売掛債権や棚卸資産を担保とし、経営者保証や不動産担保に依存しない資金調達をバックアップする保証です。

対象となる方	国内事業者に対する売掛債権または棚卸資産を保有する方 ただし、棚卸資産を担保とする場合は法人に限ります。
資金使途	運転資金および設備資金
保証限度額	2億円(保証協会の保証割合80%) (注)既存の流動資産担保融資保証の残高との合計で2億円以内とします。
保証形態	根保証または個別保証
保証期間	1年間(個別保証の場合は1年以内) ただし、個別保証で未発生債権を引当としない場合は6か月以内を目途とします。
貸付形式	根保証の場合 : 当座貸越 個別保証の場合 : 手形貸付
返済方法	根保証の場合 : 約定弁済または非約定(随時)弁済 個別保証の場合 : 一括返済
貸付利率	金融機関所定利率
担保	申込人の有する売掛債権および棚卸資産(どちらか一方を含む) ただし、個別保証の場合は売掛債権に限ります。 【売掛債権】 中小企業信用保険法第3条の4第1項に定める売掛金債権 (例: 売掛金債権、診療報酬債権、工事請負代金債権、運送料債権、割賦販売代金債権) (注1) ファクタリング等、既に他の資金調達手段のために提供されている売掛債権は対象となりません。 (注2) 債権譲渡制限特約のある売掛債権は、特約解除できる場合または抗弁放棄の意思表示を含む承諾が得られる場合を除き、対象となりません。 【棚卸資産】 動産譲渡登記をすることができる棚卸資産 (例: 商品仕入れによる在庫商品、製造業における製品在庫、原材料等) (注1) 次のような動産は本制度の担保の対象となりません。 ① 貨物引換証、預証券および質入証券、倉荷証券または船荷証券が作成されている動産 ② 民法の対抗要件とは別に、特別法により所有権の得喪に関する対抗要件が設けられている動産(自動車、船舶、航空機等)のうち、既に特別法により登録等がなされたもの (注2) 上記以外でも、審査の結果によっては、担保として不適切と判断する場合があります。 (例: 維持管理に高い費用やノウハウを要するもの、処分費用が担保価値を上回るもの、不良在庫等)
連帯保証人	不要
保証料率	年0.68%(責任共有保証料率を適用) (注) 会計処理に関する割引の適用が可能です。詳細はP4をご参照ください。
保証割合	部分保証(協会80%)

売掛債権や棚卸資産を担保とするには、保証決定後、借入までの間に「対抗要件の具備」と呼ばれる法律（民法または動産債権譲渡特例法）が定める手続きが必要となります（下表をご参照ください）。

	対抗要件 ※売掛債権については売掛先 ごとにいずれかを選択	具体的手続き	備考
対 抗 要 件	売掛債権	売掛債権の譲渡に関して売掛先の承諾を得る	売掛先から所定の「承諾書」をもらう
		売掛債権を譲渡したことを売掛先に通知する	売掛先に所定の「通知書」を内容証明郵便で郵送する
		売掛債権を譲渡したことを法務局に登録する 金融機関が必要と判断した時点で売掛先に通知する	東京法務局（中野）で債権譲渡登記 手続きを行う 申込は法人が根保証を利用する場合に限られます
	棚卸債権	棚卸資産を譲渡したことを法務局に登録する	東京法務局（中野）で動産譲渡登記 手続きを行う 申込は法人の場合に限られます

- ①根保証の極度額は、担保として徴求する売掛債権の見積額に、下表に定める割合を上限とした第三債務者（売掛先）ごとの掛目（％）を乗じた額、および担保として徴求する棚卸資産の見積総額に30％を乗じた額の合計額を超えない範囲とする。
- ②個別保証にかかる貸付額は、返済引当となる売掛債権額に、下表に定める割合を上限とした第三債務者（売掛先）ごとの掛目（％）を乗じた額を超えない範囲とする。

	一般企業（A）	店頭、新興市場 上場有配企業（B）	官公庁 上場有配企業（C）
抗弁放棄の意思表示を含む承諾（注1）	80%	90%	100%
通知（注2）	75%	85%	95%
留保（注3）	70%	80%	90%

（注1）民法第467条の規定による確定日付のある「承諾」に加えて、現在および将来にわたり譲渡人に対して有する抗弁権を放棄する旨の意思表示がなされたもの

（注2）①登記事項証明書を添付した通知、または②民法第467条の規定による確定日付のある「通知」もしくは上記（注1）以外の「承諾」

（注3）上記（注2）①の留保

（注4）「有配」とは、保証決定時（もしくは期間延長時）直前期末の株主配当を実施していること

第三債務者（売掛先）は、次の①②③の事項を満たしたものに限りま。

①国内の事業者に限る（官公庁を含む）。

②根保証の場合：第三債務者と中小企業者（申込人）との間で、原則一定期間以上の取引を行っていること（一定期間の目安は「1年以上」としますが、今後安定的かつ継続的な取引が取引基本契約書等により見込める場合はこの限りではありません）。

個別保証の場合：継続的取引がない場合でも可。

③取引条件等が確認できること（『譲渡担保対象売掛先明細書（所定の様式）』および疎明書類（預金通帳、発注書、納品書、支払通知書等）で確認します）。

根保証の場合、融資実行後、以下の手続きがあります。

①金融機関は、1か月に1回以上、譲渡担保とした棚卸資産の売却代金および売掛債権の弁済金について、回収口座への入金状況を確認する必要があります。

②3か月に1回以上、譲渡担保とした棚卸資産および売掛債権の状況についての報告書を、取扱金融機関宛に提出していただくこととなります。

③棚卸資産を譲渡担保として徴求した場合、取扱金融機関が、1年に1回以上、事業所に立ち入り、譲渡担保とした棚卸資産の状況を確認します。

（注）上記①～③の手続きの中で棚卸資産の状況に大幅な変動がある場合等は、金融機関、当協会と対応を協議することとなります。

※上記は制度の概要であり、詳細につきましては各事務所・支所までお問い合わせください（お問い合わせ先は裏表紙をご覧ください）。

特定社債(私募債)保証は、中小企業・小規模事業者の皆さまの資金調達の多様化を図り、資本市場からの事業資金調達を円滑に進めることを目的とした保証です。

対象となる方	株式会社(特例有限会社を含む)、合名会社、合資会社、合同会社									
適 債 基 準	経済産業省令で定める下表要件のうち、申込直前期の決算において、下表の基準(a)～(c)のいずれかに該当していること ただし、2および3については、それぞれの項目に対し、いずれか1項目を充足する必要があります。									
	項 目	基準(a)	基準(b)	基準(c)						
	1 純資産額	5,000万円以上3億円未満	3億円以上5億円未満	5億円以上						
	2 自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上						
	純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上						
	3 使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上						
	インタレスト・カバレッジ・レシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上						
(注)1.自己資本比率(%)=純資産額÷(純資産額+負債の額)×100 2.純資産倍率=純資産額÷資本金 3.使用総資本事業利益率(%)=(営業利益+受取利息・受取配当金)÷資産の額×100 4.インタレスト・カバレッジ・レシオ=(営業利益+受取利息・受取配当金)÷(支払利息+割引料) 適債基準は、あくまで社債の基本的な基準です。制度のご利用には別途審査がありますので、適債基準を満たされていても、場合によっては、ご希望に沿えないことがあります。										
保 証 形 態	当協会が社債の80%を保証し、取扱金融機関が100%保証を行う共同保証形式									
発 行 形 式	振替債									
発 行 額	発行限度額:5億6,000万円(当協会の保証金額は発行額の80%【4億5,000万円】) (注1)既に発行済の保証付社債との合計で5億6,000万円以内とします。 (注2)最低発行額は3,000万円となります(1,000万円単位)。 (注3)特定社債保証以外の保証の残高(経営安定関連保証等を除く)との合計で5億円以内とします。									
資 金 使 途	運転資金および設備資金									
保 証 期 間	2年から7年までの1年単位									
返 済 方 法	満期一括償還または定時償還(定時償還の方法は別途定めがあります)									
担 保	原則として、保証金額2億円(発行額2億5,000万円)超の場合には、当協会に対して担保の提供が必要となります。									
連帯保証人	不要									
保 証 料 率	経営状況に応じて決定(下表参照)									
	保証料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
「保証委託ならびに共同保証契約書」に表示する保証料率		2.375%	2.1875%	1.9375%	1.6875%	1.4375%	1.25%	1.00%	0.75%	0.5625%
(注1) 上段は社債総額に対する料率、下段は保証委託額(当協会が保証する額)に対する料率(上段を保証割合(80%)で割り戻した料率)です。計算結果(保証料)はいずれも同額となります。 (注2) 会計処理に関する割引および有担保割引の適用が可能です。詳細はP4をご参照ください。										
必 要 書 類	申込書は特定社債用の保証委託申込書が必要です。添付書類としては、P37記載分以外に、特定社債保証資格要件申告書が必要です。なお、これら以外にも、審査の過程で追加資料を提出していただく場合があります。									
そ の 他 注 意 事 項	① 私募債の発行に係る金利コスト(発行者利回り)には金利および上記保証料の他、引受金融機関手数料等が別途必要となります。 ② 社債の発行には、会社法の規定により、発行会社の社債発行に関する決議(機関設計に応じて、取締役会や株主総会の決議または取締役や社員の決定等)が必要です。 ③ 必ず、金融機関を通じて事前相談・申込をしてください。なお、事前相談書・申込書につきましては特定社債保証専用のものをご使用願います。 ④ 事前相談から社債発行まで少なくとも 3か月程度 の期間を要します。お早めにご相談・お申し込みください。									
お問い合わせ窓口	経営支援部 再生発展支援課(TEL 078-393-4024)									

※上記は制度の概要であり、詳細につきましては経営支援部 再生発展支援課までお問い合わせください。

SDGs社債保証は、SDGs達成に向けて取り組むことで自社の経営力や生産性の向上を目指す中小企業・小規模事業者の皆さまに
対して、保証協会が一定の要件のもと、当該事業者の発行する社債(私募債)について保証を行うことで、その取組を後押しし、企業価値の向上とSDGs達成に資することを目的とした保証です。

対象となる方	次のいずれにも該当する方									
	① 兵庫県が実施する「ひょうご産業SDGs認証事業」において、「アドバンスステージ」または「ゴールドステージ」の認証を受けた方									
	② 下表の要件のうち、申込直前期の決算において基準(a)～(c)のいずれかに該当している方 ただし、2および3については、それぞれの項目に対し、いずれか1項目を充足する必要があります									
	項 目		基準(a)		基準(b)		基準(c)			
	1	純資産額	5,000万円以上3億円未満		3億円以上5億円未満		5億円以上			
2	自己資本比率	20%以上		20%以上		15%以上				
	純資産倍率	2.0倍以上		1.5倍以上		1.5倍以上				
3	使用総資本事業利益率	10%以上		10%以上		5%以上				
	インタレスト・カバレッジ・レシオ	2.0倍以上		1.5倍以上		1.0倍以上				
(注) 1.自己資本比率(%)=純資産額÷(純資産額+負債の額)×100 2.純資産倍率=純資産額÷資本金 3.使用総資本事業利益率(%)=(営業利益+受取利息・受取配当金)÷資産の額×100 4.インタレスト・カバレッジ・レシオ=(営業利益+受取利息・受取配当金)÷(支払利息+割引料)										
適債基準は、あくまで社債の基本的な基準です。制度のご利用には別途審査がありますので、適債基準を満たされていても、場合によっては、ご希望に沿えないことがあります。										
保証形態	当協会が社債の80%を保証し、取扱金融機関が100%保証を行う共同保証形式									
発行形式	振替債									
発行額	発行限度額:5億6,000万円(保証限度額は、発行額の80%【4億5,000万円】)									
支払金利	発行体所定利率									
資金使途	運転資金および設備資金									
保証期間	2年から7年までの1年単位									
返済方法	満期一括償還または定時償還									
担保	原則として、保証金額2億円超(社債発行額2億5,000万円超)の場合は必要となります									
連帯保証人	不要									
保証料率	経営状況に応じて決定(下表参照)									
	保証料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	責任共有保証料率	1.47%	1.35%	1.19%	1.03%	0.88%	0.74%	0.59%	0.45%	0.31%
	「保証委託ならびに共同保証契約書」に表示する保証料率	1.8375%	1.6875%	1.4875%	1.2875%	1.1000%	0.9250%	0.7375%	0.5625%	0.3875%
(注1) 上段は社債総額に対する料率、下段は保証委託額(当協会が保証する額)に対する料率(上段を保証割合(80%)で割り戻した料率)です。計算結果(保証料)はいずれも同額となります。 (注2) 会計処理に関する割引の適用が可能です。詳細はP4をご参照ください。 (注3) 通常の保証料率から平均25%割引となります。										
必要書類	通常の特定社債保証申込書類に加え、ひょうご産業SDGs認証事業に係る「認証書」の写しが必要になります。									
その他注意事項	①必ず、金融機関を通じて事前相談・申込をしてください。なお、事前相談書・申込書につきましては特定社債保証専用のものをご使用願います。 ②記載のない項目等は特定社債保証P18をご参照ください。									
お問い合わせ窓口	経営支援部 再生発展支援課(TEL 078-393-4024)									

※上記は制度の概要であり、詳細につきましては経営支援部 再生発展支援課までお問い合わせください。

財務要件型無保証人保証は、一定の財務要件を充足している場合に、経営者保証を要しない融資による資金調達を支援する保証です。

対象となる方	申込直前期の決算において、下表の基準(a)～(c)のいずれかに該当している方 ただし、2および3については、それぞれの項目に対し、いずれか1項目を充足する必要があります。									
	項 目		基準(a)		基準(b)		基準(c)			
	1	純資産額	5,000万円以上3億円未満		3億円以上5億円未満		5億円以上			
	2	自己資本比率	20%以上		20%以上		15%以上			
		純資産倍率	2.0倍以上		1.5倍以上		1.5倍以上			
	3	使用総資本事業利益率	10%以上		10%以上		5%以上			
		インタレスト・カバレッジ・レシオ	2.0倍以上		1.5倍以上		1.0倍以上			
(注)1.自己資本比率(%)=純資産額÷(純資産額+負債の額)×100 2.純資産倍率=純資産額÷資本金 3.使用総資本事業利益率(%)=(営業利益+受取利息・受取配当金)÷資産の額×100 4.インタレスト・カバレッジ・レシオ=(営業利益+受取利息・受取配当金)÷(支払利息+割引料)										
資金使途	運転資金および設備資金									
保証限度額	2億8,000万円(組合の場合4億8,000万円) (注)一般の普通保険(2億円(組合4億円))および無担保保険(8,000万円)の範囲内とします。									
保証期間	一括返済の場合:2年以内 分割返済の場合:7年以内(うち据置期間1年以内)									
貸付形式	証書貸付または手形貸付									
返済方法	元金均等分割返済または一括返済									
貸付利率	金融機関所定利率									
担保	必要に応じて提供していただきます。									
連帯保証人	不要									
保証料率	経営状況に応じて決定(下表参照)									
	保証料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
(注)会計処理に関する割引および有担保割引の適用が可能です。詳細はP4をご参照ください。										
保証割合	責任共有制度対象									
必要書類	所定の申込書類のほか、「『財務要件型無保証人保証制度』資格要件確認書」の添付が必要です。									

※上記は制度の概要であり、詳細につきましては各事務所・支所までお問い合わせください(お問い合わせ先は裏表紙をご覧ください)。

金融機関提携保証「飛躍」は、一定の審査基準に該当する中小企業・小規模事業者の皆さまの資金ニーズに対し迅速に無担保で対応することを目的とした保証です。

対象となる方	当協会が定める保証対象要件および審査基準に該当し、次のすべての要件に該当する法人(会社(株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社)、士業法人、医療法人) ①引き続き2年以上事業を営んでいること ②確定申告書(決算書)の写しを直近2期分(各決算は、1期を12か月とする)提出できること ③取扱金融機関との取引等が次のいずれかに該当すること ア 与信取引が1年以上ある(信用保証協会の保証を付した融資取引のみは除く) イ 申込時において信用保証協会の保証を付さない融資残高がある ウ 本保証と同時に信用保証協会の保証を付さない融資を行う																				
資金用途	運転資金および設備資金(ただし、不動産取得資金は対象となりません)																				
融資限度額	1億5,000万円 (注1)一般の普通保険(2億円)および無担保保険(8,000万円)の範囲内とします。 (注2)「じんそく(廃止制度)」、「スーパーじんそく(廃止制度)」および「飛躍(ひやく)」の融資残高合計額が1億5,000万円以内とします。 (注3)当該申込を含めた総保証債務残高が直近の確定申告書(決算書)における年商額の範囲内とします。																				
保証期間	10年以内(うち据置期間1年以内)																				
貸付形式	証書貸付または手形貸付																				
返済方法	元金均等分割返済または一括返済 (一括返済は、保証期間1年以内の場合に限ります)																				
貸付利率	金融機関所定利率 ただし、兵庫県融資制度「長期資金(一般運転)」を併用する場合は、当該融資制度要綱の定めによります。																				
担保	不要																				
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は不要です。																				
保証料率	経営状況に応じて決定(下表参照) <table><tr><td>保証料率区分</td><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td><td>⑨</td></tr><tr><td>責任共有保証料率</td><td>1.90%</td><td>1.75%</td><td>1.55%</td><td>1.35%</td><td>1.15%</td><td>1.00%</td><td>0.80%</td><td>0.60%</td><td>0.45%</td></tr></table> (注)会計処理に関する割引の適用が可能です。詳細はP4をご参照ください。	保証料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
保証料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨												
責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%												
保証割合	責任共有制度対象																				
その他注意事項	①申込の前に、当協会の所定の様式にて事前相談を行ってください(事前内定型の保証商品です)。 ②貸付実行後、金融機関においてモニタリングを行った上で、融資先企業から決算期ごとに確定申告書(決算書)を当協会へ提出していただきます。 ③兵庫県融資制度「長期資金(一般運転)」のみ併用できます。この場合、当該融資制度要綱および本保証制度の要件を何れも充足する必要があります。																				
取扱金融機関	三井住友銀行、三菱UFJ銀行、りそな銀行、みずほ銀行、但馬銀行、池田泉州銀行、中国銀行、百十四銀行、関西みらい銀行、四国銀行、阿波銀行、京都銀行、山陰合同銀行、南都銀行、みなと銀行、トマト銀行、徳島大正銀行、神戸信用金庫、日新信用金庫、中兵庫信用金庫、播州信用金庫、兵庫信用金庫、西兵庫信用金庫、姫路信用金庫、尼崎信用金庫、但馬信用金庫、但陽信用金庫、淡路信用金庫、大阪信用金庫、大阪シティ信用金庫、大阪商工信用金庫、北おおさか信用金庫、鳥取信用金庫、京都北都信用金庫、兵庫信用組合、兵庫県医療信用組合、淡陽信用組合、近畿産業信用組合、商工組合中央金庫、兵庫信用農業協同組合連合会(順不同 ※令和7年4月1日現在) (注)本保証は当協会と金融機関との提携保証です。申込みのご相談等につきましては、取扱金融機関にお申し出ください。																				

※上記は制度の概要であり、詳細につきましては各事務所・支所までお問い合わせください(お問い合わせ先は裏表紙をご覧ください)。

金融機関提携保証「ひやくライト」は、一定の審査基準に該当する中小企業・小規模事業者の皆さまの資金ニーズに対し迅速に無担保で対応することを目的とした保証です。個人事業者の方も対象となります。

対象となる方	当協会が定める保証対象要件および審査基準に該当し、次のすべての要件に該当する法人(会社(株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社)、士業法人、医療法人)および個人事業者 ①引き続き2年以上事業を営んでいること ②確定申告書(決算書)(※)の写しを直近2期分(各決算は、1期を12か月とする)提出できること (※)個人事業者の場合は、青色申告で貸借対照表の添付があること ③取扱金融機関との取引等が次のいずれかに該当すること ア 与信取引が1年以上ある(信用保証協会の保証を付した融資取引のみは除く) イ 申込時において信用保証協会の保証を付さない融資残高がある ウ 本保証と同時に信用保証協会の保証を付さない融資を行う																				
資金使途	運転資金および設備資金(ただし、不動産取得資金は対象となりません)																				
融資限度額	5,000万円 (注1)一般の無担保保険(8,000万円)の範囲内とします。 (注2)既存の「ひやくライト」の融資残高との合計で5,000万円以内とします。 (注3)当該申込を含めた総保証債務残高が直近の確定申告書(決算書)における年商額の範囲内とします。																				
保証期間	10年以内(うち据置期間1年以内)																				
貸付形式	証書貸付または手形貸付																				
返済方法	元金均等分割返済または一括返済 (一括返済は、保証期間1年以内の場合に限ります)																				
貸付利率	金融機関所定利率 ただし、兵庫県融資制度「長期資金(一般運転)」を併用する場合は、当該融資制度要綱の定めによります。																				
担保	不要																				
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は不要です。																				
保証料率	経営状況に応じて決定(下表参照) <table><tr><td>保証料率区分</td><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td><td>⑨</td></tr><tr><td>責任共有保証料率</td><td>1.90%</td><td>1.75%</td><td>1.55%</td><td>1.35%</td><td>1.15%</td><td>1.00%</td><td>0.80%</td><td>0.60%</td><td>0.45%</td></tr></table> (注)会計処理に関する割引の適用が可能です。詳細はP4をご参照ください。	保証料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
保証料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨												
責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%												
保証割合	責任共有制度対象																				
その他注意事項	①申込の前に、当協会の所定の様式にて事前相談を行ってください(事前内定型の保証商品です)。 ②貸付実行後、金融機関においてモニタリングを行った上で、融資先企業から決算期ごとに確定申告書(決算書)を当協会へ提出していただきます。 ③兵庫県融資制度「長期資金(一般運転)」のみ併用できます。この場合、当該融資制度要綱および本保証制度の要件を何れも充足する必要があります。																				
取扱金融機関	三井住友銀行、りそな銀行、但馬銀行、池田泉州銀行、中国銀行、百十四銀行、関西みらい銀行、阿波銀行、京都銀行、山陰合同銀行、南都銀行、みなと銀行、トマト銀行、徳島大正銀行、神戸信用金庫、日新信用金庫、播州信用金庫、兵庫信用金庫、西兵庫信用金庫、姫路信用金庫、尼崎信用金庫、但馬信用金庫、但陽信用金庫、淡路信用金庫、大阪信用金庫、大阪シティ信用金庫、北おおさか信用金庫、鳥取信用金庫、京都北都信用金庫、兵庫県信用組合、淡陽信用組合、近畿産業信用組合(順不同 ※令和7年4月1日現在) (注)本保証は当協会と金融機関との提携保証です。申込みのご相談等につきましては、取扱金融機関にお申し出ください。																				

※上記は制度の概要であり、詳細につきましては各事務所・支所までお問い合わせください(お問い合わせ先は裏表紙をご覧ください)。

兵庫県融資制度「経営活性化資金」は、中小企業・小規模事業者の皆さまの資金ニーズに迅速に対応することを目的とした兵庫県が実施する中小企業融資制度で、担保に依存しない金融機関との提携保証です。個人事業者の方も対象となります。

対象となる方	兵庫県内に事業所を有し、金融機関および当協会が定めた審査基準に該当し、次のすべての要件に該当する方(組合、特定非営利活動法人(NPO法人)、社会福祉法人は除く) ①兵庫県内で引き続き1年以上同一事業を営んでいること ②保証対象業種を営み、許認可等を必要とする業種は当該許認可等を取得していること ③確定申告書(決算書)(※)の写しを直近1期分(1期を12か月とする)提出できること (※)個人事業者の場合は、青色申告を行っていること ④取扱金融機関と1年以上の与信取引があること																																									
資金使途	運転資金および設備資金																																									
保証限度額	5,000万円(運転資金のみの場合は3,000万円) (注1)一般の無担保保険(8,000万円)の範囲内とします。 (注2)既存の経営活性化資金の残高との合計で5,000万円(運転資金のみの場合は3,000万円)以内とします。 (注3)当該申込を含めた総保証債務残高が保証申込直前期決算における年商の2分の1以内とします。																																									
保証期間	運転資金のみの場合 5年以内(うち据置期間6か月以内) 設備資金(運転・設備資金を含む)の場合 7年以内(うち据置期間1年以内)																																									
貸付形式	証書貸付																																									
返済方法	元金均等分割返済																																									
貸付利率	金融機関所定利率																																									
担保	不要																																									
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は不要です。																																									
保証料率	経営状況に応じて決定(下表参照) <table><tr><th colspan="2">保証料率区分</th><th>①</th><th>②</th><th>③</th><th>④</th><th>⑤</th><th>⑥</th><th>⑦</th><th>⑧</th><th>⑨</th></tr><tr><td rowspan="2">責任共有保証料率</td><td>貸借対照表あり</td><td>1.90%</td><td>1.75%</td><td>1.55%</td><td>1.35%</td><td>1.15%</td><td>1.00%</td><td>0.80%</td><td>0.60%</td><td>0.45%</td></tr><tr><td>貸借対照表なし</td><td colspan="9">1.15%</td></tr></table> (注)会計処理に関する割引の適用が可能です。詳細はP4をご参照ください。										保証料率区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	責任共有保証料率	貸借対照表あり	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	貸借対照表なし	1.15%								
保証料率区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																
責任共有保証料率	貸借対照表あり	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%																																
	貸借対照表なし	1.15%																																								
保証割合	責任共有制度対象																																									
その他注意事項	申込の前に、当協会の所定の様式にて事前相談を行ってください(事前内定型の融資制度です)。																																									
取扱金融機関	三井住友銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、りそな銀行、但馬銀行、池田泉州銀行、関西みらい銀行、山陰合同銀行、四国銀行、阿波銀行、京都銀行、みなと銀行、トマト銀行、徳島大正銀行、神戸信用金庫、日新信用金庫、中兵庫信用金庫、播州信用金庫、兵庫信用金庫、西兵庫信用金庫、姫路信用金庫、尼崎信用金庫、但馬信用金庫、但陽信用金庫、淡路信用金庫、京都北都信用金庫、大阪信用金庫、大阪シティ信用金庫、兵庫県信用組合、淡陽信用組合、近畿産業信用組合(順不同 ※令和7年4月1日現在) (注)本保証は当協会と金融機関との提携保証です。申込みのご相談等につきましては、取扱金融機関にお申し出ください。																																									

※上記は制度の概要であり、詳細につきましては各事務所・支所までお問い合わせください(お問い合わせ先は裏表紙をご覧ください)。

中小企業・小規模事業者の皆さまの多様化する資金ニーズに応えるため、極度を設定しスピーディーかつタイムリーな資金調達をバックアップします。

対象となる方	兵庫県内に事業所を有し、今後とも取扱金融機関が支援育成していきたい先で、返済能力があると認められ、次のすべての要件に該当する方(組合は企業組合、協業組合のみが対象) (法人の場合) ①同一事業の業歴が3年以上あり、2期以上の決算を行っていること ②申込金融機関との与信取引が6か月以上あること ③中小企業信用リスク情報データベース(CRD)に基づくスコアリング、または、協会と金融機関との合意に基づく金融機関の信用スコアリング(信用格付)が基準以上であること (個人の場合) ①同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の確定申告を行っていること ②申込金融機関との与信取引が6か月以上あること ③次のいずれかに該当すること ア 中小企業信用リスク情報データベース(CRD)に基づくスコアリング、または、協会と金融機関との合意に基づく金融機関の信用スコアリング(信用格付)が基準以上であること イ 確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得を300万円以上計上し、かつ自己名義の不動産(自宅・店舗等)を所有していること ウ 確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得を100万円以上計上し、不動産等物的担保の提供があること (申告所得とは申告控除・専従者給与控除後の所得金額(事業所得)をいいます)																																
資金使途	運転資金および設備資金																																
保証限度額	2億8,000万円(原則として100万円単位) (注1)一般の普通保険(2億円)および無担保保険(8,000万円)の範囲内とします。 (注2)既存の当座貸越(貸付専用型)根保証の残高との合計で2億8,000万円以内とします。																																
保証期間	1年間または2年間(年単位)																																
返済方法	約定返済または非約定(随時)返済																																
貸付利率	金融機関所定利率																																
担保	原則として、保証金額が5,000万円以内の場合には無担保で取扱うことができます。 保証金額が5,000万円超の場合には当協会に対して担保の提供が必要となります。																																
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。																																
保証料率	経営状況に応じて決定(下表参照) <table><tr><th colspan="2">保証料率区分</th><th>①</th><th>②</th><th>③</th><th>④</th><th>⑤</th><th>⑥</th><th>⑦</th><th>⑧</th><th>⑨</th></tr><tr><td rowspan="2">責任共有保証料率</td><td>貸借対照表あり</td><td>1.62%</td><td>1.49%</td><td>1.32%</td><td>1.15%</td><td>0.98%</td><td>0.85%</td><td>0.68%</td><td>0.51%</td><td>0.39%</td></tr><tr><td>貸借対照表なし</td><td colspan="9">0.98%</td></tr></table> (注)会計処理に関する割引および有担保割引の適用が可能です。詳細はP4をご参照ください。	保証料率区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	責任共有保証料率	貸借対照表あり	1.62%	1.49%	1.32%	1.15%	0.98%	0.85%	0.68%	0.51%	0.39%	貸借対照表なし	0.98%								
保証料率区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																							
責任共有保証料率	貸借対照表あり	1.62%	1.49%	1.32%	1.15%	0.98%	0.85%	0.68%	0.51%	0.39%																							
	貸借対照表なし	0.98%																															
保証割合	責任共有制度対象																																

※上記は制度の概要であり、詳細につきましては各事務所・支所までお問い合わせください(お問い合わせ先は裏表紙をご覧ください)。

財務要件型無保証人・当座貸越根保証は、一定の財務要件を充足している場合に、経営者保証を付すことなく当座貸越根保証が利用でき、積極的かつ柔軟な資金調達による事業拡大が可能となる保証です。

対象となる方	申込直前期の決算において、下表の基準(a)～(c)のいずれかに該当している方 ただし、2および3については、それぞれの項目に対し、いずれか1項目を充足する必要があります。									
	項 目		基準(a)		基準(b)		基準(c)			
	1	純資産額	5,000万円以上3億円未満		3億円以上5億円未満		5億円以上			
	2	自己資本比率	20%以上		20%以上		15%以上			
		純資産倍率	2.0倍以上		1.5倍以上		1.5倍以上			
	3	使用総資本事業利益率	10%以上		10%以上		5%以上			
		インタレスト・カバレッジ・レシオ	2.0倍以上		1.5倍以上		1.0倍以上			
(注)1.自己資本比率(%)=純資産額÷(純資産額+負債の額)×100 2.純資産倍率=純資産額÷資本金 3.使用総資本事業利益率(%)=(営業利益+受取利息・受取配当金)÷資産の額×100 4.インタレスト・カバレッジ・レシオ=(営業利益+受取利息・受取配当金)÷(支払利息+割引料)										
資 金 使 途	運転資金および設備資金									
保証限度額	8,000万円(原則として100万円単位)									
保 証 期 間	1年間または2年間(年単位)									
返 済 方 法	約定返済または非約定(随時)返済									
貸 付 利 率	金融機関所定利率									
担 保	不要									
連帯保証人	不要									
保 証 料 率	経営状況に応じて決定(下表参照)									
	保証料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	責任共有保証料率	1.62%	1.49%	1.32%	1.15%	0.98%	0.85%	0.68%	0.51%	0.39%
(注)会計処理に関する割引の適用が可能です。詳細はP4をご参照ください。										
保 証 割 合	責任共有制度対象									
必 要 書 類	所定の申込書類のほか、「『財務要件型無保証人保証制度』資格要件確認書」の添付が必要です。									

※上記は制度の概要であり、詳細につきましては各事務所・支所までお問い合わせください(お問い合わせ先は裏表紙をご覧ください)。

中小企業・小規模事業者の皆さまの多様化する資金ニーズに応えるため、極度を設定しスピーディーかつタイムリーな資金調達をバックアップします。

対象となる方	兵庫県内に事業所を有し、今後とも取扱金融機関が支援育成していきたい先で、返済能力があると認められ、次のすべての要件に該当する方（組合は企業組合、協業組合のみが対象） （法人の場合） ①同一事業の業歴が3年以上あり、2期以上の決算を行っていること ②申込金融機関との与信取引が6か月以上あること ③中小企業信用リスク情報データベース（CRD）に基づくスコアリング、または、協会と金融機関との合意に基づく金融機関の信用スコアリング（信用格付）が基準以上であること （個人の場合） ①同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の確定申告を行っていること ②申込金融機関との与信取引が6か月以上あること ③次のいずれかに該当すること ア 中小企業信用リスク情報データベース（CRD）に基づくスコアリング、または、協会と金融機関との合意に基づく金融機関の信用スコアリング（信用格付）が基準以上であること イ 確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得を計上し、かつ自己名義の不動産（自宅・店舗等）を所有していること （申告所得とは申告控除・専従者給与控除後の所得金額（事業所得）をいいます）										
資金使途	運転資金および設備資金										
保証限度額	2,000万円（原則として100万円単位） （注1）一般の普通保険（2億円）および無担保保険（8,000万円）の範囲内とします。 （注2）既存のカードローン根保証の残高との合計で2,000万円以内とします。										
保証期間	1年間または2年間（年単位）										
返済方法	約定返済または非約定（随時）返済										
貸付利率	金融機関所定利率										
担保	原則として、不要										
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。										
保証料率	経営状況に応じて決定（下表参照）										
	保証料率区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	責任共有保証料率	貸借対照表あり	1.62%	1.49%	1.32%	1.15%	0.98%	0.85%	0.68%	0.51%	0.39%
		貸借対照表なし	0.98%								
	（注）会計処理に関する割引および有担保割引の適用が可能です。詳細はP4をご参照ください。										
保証割合	責任共有制度対象										

※上記は制度の概要であり、詳細につきましては各事務所・支所までお問い合わせください（お問い合わせ先は裏表紙をご覧ください）。

災害時発動型予約保証「そなえ」は、災害に対する事前の備えとして、保証の予約を行い、災害が発生した場合、予約に基づく迅速な資金調達を可能とする保証です。

対象となる方	当協会の保証対象要件に該当し、次のいずれかのBCP(事業継続計画)を策定している方 ①中小企業庁が公開している「中小企業BCP策定運用指針」のうち、入門コースを除いた基本、中級、上級コースのいずれかに準じたBCP ②兵庫県中小企業団体中央会が策定を支援し、推薦するBCP ③「国土強靱化貢献団体の認証に関するガイドライン」(内閣官房)に基づく「国土強靱化貢献団体の認証(レジリエンス認証)」を取得したBCP
資金使途	災害発生後における事業継続等のために必要な運転資金および設備資金
予約限度額	2億8,000万円(組合の場合4億8,000万円) (注1)BCP(事業継続計画)に基づく金額とします。 (注2)保証申込時には、利用できる保証の空き枠の範囲内となります。
予約期間	予約決定日から1年間 (注)予約を更新する場合は、再度予約申込が必要です。
返済方法	原則として元金均等分割返済(自治体融資制度を利用する場合は、その定めによります)
貸付利率	金融機関所定利率(自治体融資制度を利用する場合は、その定めによります)
担保	必要に応じて提供していただきます。
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。
保証料率	事前予約時:保証料は不要 保証申込時:利用する保証に応じた保証料が必要です。
予約の方法	金融機関経由または当協会への直接申込 (注1)当協会への直接申込は、「対象となる方」の②に限ります。 (注2)予約時には、専用の申込書とBCP(事業継続計画書)等が必要です。
予約の中止	予約期間中に次に定めるいずれかの事由が生じた場合は、借入ができません。 ①以下の理由により、金融機関から申入れがあった場合 ア 申込人が、兵庫県内において事業を行わなくなった場合 イ 申込人に延滞または事故報告書提出事由が生じた場合 ウ 信用状況の著しい悪化等により、貸付を行うことが適当でないと判断した場合 ②以下の理由により、当協会が金融機関に対して、予約の中止を申入れた場合 ア 申込金融機関以外の金融機関から事故報告書が提出された場合 イ 協会担保物件について差押えまたは競売手続きが開始された場合 ウ その他、当協会が保証を行うにつき適当でないと判断した場合
取扱金融機関	三井住友銀行、但馬銀行、関西みらい銀行、みなと銀行、トマト銀行、神戸信用金庫、日新信用金庫、中兵庫信用金庫、播州信用金庫、兵庫信用金庫、西兵庫信用金庫、姫路信用金庫、尼崎信用金庫、但馬信用金庫、但陽信用金庫、淡路信用金庫、大阪信用金庫、兵庫県信用組合、淡陽信用組合、兵庫南農業協同組合、みのり農業協同組合、兵庫みらい農業協同組合、たじま農業協同組合、丹波ひかみ農業協同組合、兵庫県信用農業協同組合連合会(順不同 ※令和7年4月1日現在) (注)自治体融資制度を利用する場合は、自治体融資制度取扱金融機関に限られます。

※上記は制度の概要であり、詳細につきましては各事務所・支所までお問い合わせください(お問い合わせ先は裏表紙をご覧ください)。

事業承継・M&A保証「リレー」は、事業承継にかかる多様な資金需要に対応することにより、円滑な事業承継を支援することを目的とした保証です。

対象となる方	次の対象者①～対象者③のいずれかに該当する方 対象者① 事業承継計画を策定している、または事業承継後の中小企業・小規模事業者 対象者② 被事業承継会社から発行済議決権株式取得によるM&Aでの事業承継計画を策定している中小企業・小規模事業者 対象者③ 事業承継のために設立した持株会社（純粋持株会社、事業持株会社）																																
資金使途	対象者① ・事業用財産取得資金（申込人以外が所有する事業用財産） ・役員退職金支払資金 ・自己株式の取得資金（申込人以外が所有する自己株式）及び同株式取得の附帯費用の支払資金 ・被事業承継者の保証付き借入金の借換資金 ・事業譲渡に伴って必要となる事業資金 ・その他協会が認める事業承継に必要となる資金 対象者② ・株式会社である被事業承継者の発行済議決権株式総数の3分の2以上を一括取得する資金及び同株式取得の附帯費用の支払資金 ・有限会社である被事業承継者の発行済議決権株式総数の4分の3以上を一括取得する資金及び同株式取得の附帯費用の支払資金 対象者③ ・被後継者（現経営者）が保有する事業会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を一括取得する資金及び同株式取得の附帯費用の支払資金 ・事業会社の代表者が所有する事業用不動産の取得資金																																
保証限度額	2億8,000万円 （注）一般の普通保険（2億円）および無担保保険（8,000万円）の範囲内とします。																																
保証期間	20年以内（うち据置期間2年以内）																																
貸付形式	証書貸付																																
返済方法	元金均等分割返済																																
貸付利率	金融機関所定利率																																
担保	必要に応じて提供していただきます。 （注）資金使途が事業用不動産の取得資金である場合は、原則として、当該不動産について担保の提供が必要となります。																																
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。																																
保証料率	経営状況に応じて決定（下表参照） <table><tr><th colspan="2">保証料率区分</th><th>①</th><th>②</th><th>③</th><th>④</th><th>⑤</th><th>⑥</th><th>⑦</th><th>⑧</th><th>⑨</th></tr><tr><td rowspan="2">責任共有 保証料率</td><td>貸借対照表あり</td><td>1.70%</td><td>1.50%</td><td>1.30%</td><td>1.10%</td><td>0.92%</td><td>0.77%</td><td>0.61%</td><td>0.45%</td><td>0.31%</td></tr><tr><td>貸借対照表なし</td><td colspan="9">0.92%</td></tr></table> （注）会計処理に関する割引の適用が可能です。詳細はP4をご参照ください。	保証料率区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	責任共有 保証料率	貸借対照表あり	1.70%	1.50%	1.30%	1.10%	0.92%	0.77%	0.61%	0.45%	0.31%	貸借対照表なし	0.92%								
保証料率区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																							
責任共有 保証料率	貸借対照表あり	1.70%	1.50%	1.30%	1.10%	0.92%	0.77%	0.61%	0.45%	0.31%																							
	貸借対照表なし	0.92%																															
保証割合	責任共有制度対象																																
その他 注意事項	自治体融資制度（※）および他の保証制度等との併用はできません。 （※）事業継承に必要な事業資金に特化した自治体融資制度を除く。																																
お問い合わせ窓口	経営支援部 再生発展支援課（TEL 078-393-4024）																																

※上記は制度の概要であり、詳細につきましては経営支援部 再生発展支援課までお問い合わせください。

事業承継特別保証制度は、事業承継の段階における資金調達にあたり、一定の要件を満たす場合に経営者を含めて保証人を徴求せず、事業承継の促進を支援する保証です。

対象となる方	次の①または②に該当し、かつ、③に該当する方 ①保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人 ②令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施し、事業承継日から3年を経過していない法人 ③次のアからエの要件を全て満たす法人 ア 資産超過であること イ EBITDA有利子負債倍率(※)が10倍以内であること ウ 法人・個人の分離がなされていること エ 返済緩和している借入金がないこと (※)EBITDA有利子負債倍率=(借入金・社債-現預金)÷(営業利益+減価償却費)																				
資金使途	事業資金(保証人を提供していない既往借入金の返済資金を除く) ただし、対象となる方②に該当する方は、事業承継前における保証人を提供している既往借入金の返済資金のみとします。																				
保証限度額	2億8,000万円(組合の場合4億8,000万円) (注)一般の普通保険(2億円(組合4億円))および無担保保険(8,000万円)の範囲内とします。																				
保証期間	10年以内(うち据置期間1年以内)																				
貸付形式	証書貸付または手形貸付																				
返済方法	元金均等分割返済または一括返済(一括返済は、保証期間1年以内の場合に限ります。)																				
貸付利率	金融機関所定利率																				
担保	必要に応じて提供していただきます。																				
連帯保証人	不要																				
保証料率	経営状況に応じて決定(下表参照) ①中小企業活性化協議会および事業承継・引継ぎ支援センターの確認(※)を受けた場合 (※)経営状況・ガバナンス体制については、中小企業活性化協議会が確認し、事業承継計画については、事業承継・引継ぎ支援センターが確認します。																				
	<table><tr><td>保証料率区分</td><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td><td>⑨</td></tr><tr><td>責任共有保証料率</td><td>1.15%</td><td>1.00%</td><td>0.85%</td><td>0.70%</td><td>0.60%</td><td>0.50%</td><td>0.40%</td><td>0.30%</td><td>0.20%</td></tr></table>	保証料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	責任共有保証料率	1.15%	1.00%	0.85%	0.70%	0.60%	0.50%	0.40%	0.30%	0.20%
	保証料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨											
	責任共有保証料率	1.15%	1.00%	0.85%	0.70%	0.60%	0.50%	0.40%	0.30%	0.20%											
(注)保証料率割引制度は適用できません。																					
②中小企業活性化協議会および事業承継・引継ぎ支援センターの確認がない場合																					
	<table><tr><td>保証料率区分</td><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td><td>⑨</td></tr><tr><td>責任共有保証料率</td><td>1.90%</td><td>1.75%</td><td>1.55%</td><td>1.35%</td><td>1.15%</td><td>1.00%</td><td>0.80%</td><td>0.60%</td><td>0.45%</td></tr></table> (注1)自治体融資制度を利用する場合は、保証料率が軽減される場合があります。 (注2)会計処理に関する割引および有担保割引の適用が可能です。詳細はP4をご参照ください。	保証料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
保証料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨												
責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%												
保証割合	責任共有制度対象																				
その他注意事項	プロパー融資(※)の借換が可能です。 (※)プロパー融資とは、信用保証協会の保証を付さない融資をいいます。																				
お問い合わせ窓口	経営支援部 再生発展支援課 (TEL 078-393-4024)																				

※上記は制度の概要であり、詳細につきましては経営支援部 再生発展支援課までお問い合わせください。

経営承継借換関連保証は、事業承継の促進を支援するため、経営承継を予定している会社が、経営者保証を提供している金融機関からの借入について、経営者保証を不要とする融資により借換を行うことができる保証です。

対象となる方	認定(※1)申請日から3年以内に事業承継(=代表者交代等)を予定する認定取得者であって、次の①から④の全ての要件を満たす方 なお、これから経営の承継を行おうとする方を対象とするものであり、既に経営承継を行っている方については対象となりません。 ①資産超過であること ②EBITDA有利子負債倍率(※2)が10倍以内であること ③法人と経営者の分離がなされていること ④返済緩和中でないこと (※1) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)第12条第1項第1号ニの規定による経済産業大臣の認定 (※2) EBITDA有利子負債倍率 =(借入金・社債－現預金)÷(営業利益+減価償却費)																																								
資金使途	認定を受けた方の経営の承継に必要な資金のうち、当該認定の日から経営の承継の日までの間における借換資金(当該中小企業者の代表者が保証債務を負う借入れに係るもの)																																								
保証限度額	2億8,000万円 (注)別枠の普通保険(2億円)および無担保保険(8,000万円)の範囲内とします(一般の保険とは別枠となります)。																																								
保証期間	10年以内(うち据置期間1年以内)																																								
貸付形式	証書貸付または手形貸付																																								
返済方法	元金均等分割返済または一括返済(一括返済は、保証期間1年以内の場合に限ります。)																																								
貸付利率	金融機関所定利率																																								
担保	必要に応じて提供していただきます。																																								
連帯保証人	不要																																								
保証料率	経営状況に応じて決定(下表参照) ①中小企業活性化協議会および事業承継・引継ぎ支援センターの確認(※)を受けた場合 (※)経営状況・ガバナンス体制については、中小企業活性化協議会が確認し、事業承継計画については、事業承継・引継ぎ支援センターが確認します。 <table><tr><td>保証料率区分</td><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td><td>⑨</td></tr><tr><td>責任共有保証料率</td><td>1.15%</td><td>1.00%</td><td>0.85%</td><td>0.70%</td><td>0.60%</td><td>0.50%</td><td>0.40%</td><td>0.30%</td><td>0.20%</td></tr></table> (注)保証料率割引制度は適用できません。 ②中小企業活性化協議会および事業承継・引継ぎ支援センターの確認がない場合 <table><tr><td>保証料率区分</td><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td><td>⑨</td></tr><tr><td>責任共有保証料率</td><td>1.90%</td><td>1.75%</td><td>1.55%</td><td>1.35%</td><td>1.15%</td><td>1.00%</td><td>0.80%</td><td>0.60%</td><td>0.45%</td></tr></table> (注1)自治体融資制度を利用する場合は、保証料率が軽減される場合があります。 (注2)会計処理に関する割引および有担保割引の適用が可能です。詳細はP4をご参照ください。	保証料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	責任共有保証料率	1.15%	1.00%	0.85%	0.70%	0.60%	0.50%	0.40%	0.30%	0.20%	保証料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
保証料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																
責任共有保証料率	1.15%	1.00%	0.85%	0.70%	0.60%	0.50%	0.40%	0.30%	0.20%																																
保証料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																
責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%																																
保証割合	責任共有制度対象																																								
その他注意事項	プロパー融資(※)の借換が可能です。 (※)プロパー融資とは、信用保証協会の保証を付さない融資をいいます。																																								
お問い合わせ窓口	経営支援部 再生発展支援課 (TEL 078-393-4024)																																								

※上記は制度の概要であり、詳細につきましては経営支援部 再生発展支援課までお問い合わせください。

経営改善借換保証「ぜんしん」は、あらゆる保証制度を長期で借り換えすることに加え、新たな融資の上乗せも可能であり、中小企業・小規模事業者の皆さまの資金繰りの安定を図り、経営改善および事業の発展を支援することを目的とした保証です。

対象となる方	次のすべての要件に該当する方 ①当協会の保証付融資残高があること ②申込金融機関との取引等が次のいずれかに該当すること ア 申込時において信用保証協会の保証を付さない融資残高がある イ 本保証と同時に信用保証協会の保証を付さない融資を行う																																									
資金使途	既往借入金の返済資金のほか、当該返済資金以外の事業資金																																									
保証限度額	2億8,000万円(組合の場合4億8,000万円) (注)一般の普通保険(2億円(組合4億円))および無担保保険(8,000万円)の範囲内とします。																																									
保証期間	20年以内(うち据置期間3年以内)																																									
貸付形式	証書貸付																																									
返済方法	元金均等分割返済																																									
貸付利率	金融機関所定利率																																									
担保	必要に応じて提供していただきます。																																									
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。																																									
保証料率	経営状況に応じて決定(下表参照) <table><tr><th colspan="2">保証料率区分</th><th>①</th><th>②</th><th>③</th><th>④</th><th>⑤</th><th>⑥</th><th>⑦</th><th>⑧</th><th>⑨</th></tr><tr><td rowspan="2">責任共有 保証料率</td><td>貸借対照表あり</td><td>1.90%</td><td>1.75%</td><td>1.55%</td><td>1.35%</td><td>1.15%</td><td>1.00%</td><td>0.80%</td><td>0.60%</td><td>0.45%</td></tr><tr><td>貸借対照表なし</td><td colspan="9">1.15%</td></tr></table> (注)会計処理に関する割引および有担保割引制度の適用が可能です。詳細はP4をご参照ください。										保証料率区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	責任共有 保証料率	貸借対照表あり	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	貸借対照表なし	1.15%								
保証料率区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																
責任共有 保証料率	貸借対照表あり	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%																																
	貸借対照表なし	1.15%																																								
保証割合	責任共有制度対象																																									
その他注意事項	自治体融資制度および他の保証制度等との併用はできません。																																									

※上記は制度の概要であり、詳細につきましては各事務所・支所までお問い合わせください(お問い合わせ先は裏表紙をご覧ください)。

中小企業・小規模事業者の皆さまの資金調達にあたって、金融機関が認定経営革新等支援機関※と連携して事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行い、経営力の強化を図ることを目的とした保証制度です。

※中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第31条第2項の認定経営革新等支援機関をいう。

対象となる方	金融機関および認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定ならびに計画の実行および金融機関への進捗報告を行う方										
資金使途	事業計画の実施に必要な資金 (注1)一般保証およびセーフティネット保証(経営安定関連保証、以下同じ)5号に限ります (注2)セーフティネット保証5号は経営の安定に必要な資金とし、所定の新型コロナウイルス感染症関連保証にかかる既往借入金の借り換えを含む場合に限り利用できます(詳細は各事務所・支所までお問い合わせください)										
保証限度額	2億8,000万円(組合の場合4億8,000万円) (注)一般の普通保険(2億円(組合4億円))ならびに無担保保険(8,000万円)、および別枠(セーフティネット保証)の普通保険(2億円(組合4億円))ならびに無担保保険(8,000万円)の各範囲内とし、合算で2億8,000万円とします。										
保証期間	一括返済の場合:1年以内 分割返済の場合:運転資金5年以内、設備資金7年以内(うち据置期間1年以内) (注)本制度によって保証付の既往借入金を借り換える場合は10年以内(うち据置期間1年以内)とします。										
貸付形式	証書貸付または手形貸付										
返済方法	一括返済または分割返済										
貸付利率	金融機関所定利率										
担保	必要に応じて提供していただきます。										
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。										
保証料率	●一般保証については、経営状況に応じて決定(下表参照)										
	保証料率区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	責任共有保証料率	貸借対照表あり 貸借対照表なし	1.75% 1.15%	1.55% 1.15%	1.35% 1.15%	1.15% 1.15%	1.00% 1.15%	0.80% 1.15%	0.60% 1.15%	0.45% 1.15%	0.45% 1.15%
(注1) 会計処理に関する割引および有担保割引の適用が可能です。詳細はP4をご参照ください。 ●セーフティネット保証5号については、年0.80% (注2) 会計処理に関する割引の適用が可能です。詳細はP4をご参照ください。											
保証割合	責任共有制度対象										
必要書類	所定の申込書類のほか、以下の書類の添付が必要です。 ①「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書 ②事業行動計画書(申込人が策定したもの) ③セーフティネット保証5号については、市町長の認定書										
その他注意事項	取扱金融機関は、原則として計画を策定した日の属する事業年度から5事業年度にわたり四半期ごとにモニタリングを行った上で、年1回中小企業者等の事業年度ごとに計画の実行状況・財務状況・金融機関、認定経営革新等支援機関の経営支援状況等を電子データで当協会に提出していただきます。										

※上記は制度の概要であり、詳細につきましては各事務所・支所までお問い合わせください(お問い合わせ先は裏表紙をご覧ください)。

民間金融機関による信用保証協会の保証を付さない融資(以下「プロパー融資」という)と保証付き融資を組み合わせることなどにより金融仲介機能の一層の強化を図り、中小企業・小規模事業者の皆さまの経営の安定や事業の発展など多岐にわたる経営課題解決への取組を後押しします。

対象となる方	次の①または②のいずれかに該当する方 ①申込金融機関から本制度による保証付き融資の実行と原則同時に本保証付き融資額の1割以上（融資期間12か月以上）のプロパー融資を受けること ②申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定ならびに計画の実行および進捗の報告を行うこと																																																																																
資金使途	運転資金および設備資金																																																																																
保証限度額	2億8,000万円（組合の場合4億8,000万円） （注）一般の普通保険（2億円（組合4億円））および無担保保険（8,000万円）の範囲内とします。																																																																																
保証期間	一括返済の場合：1年以内 分割返済の場合：10年以内（据置期間は運転資金1年以内、設備資金および運転設備資金3年以内）																																																																																
貸付形式	証書貸付または手形貸付																																																																																
返済方法	一括返済または分割返済																																																																																
貸付利率	金融機関所定利率																																																																																
担保	必要に応じて提供していただきます。																																																																																
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です																																																																																
保証料率	経営状況に応じて決定（対象となる方①の場合【表1】、②の場合【表2】を適用） （注1）適用される保証料率に応じて、各補助区分欄に掲げる料率に相当する額を国が補助します （注2）事業者選択型経営者保証非提供制度の対象となりますが、上乗せ分の保証料については、補助対象外です 【表1】 <table><tr><td>保証料率区分</td><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td><td>⑨</td></tr><tr><td>保証料率（%）</td><td>1.90%</td><td>1.75%</td><td>1.55%</td><td>1.35%</td><td>1.15%</td><td>1.00%</td><td>0.80%</td><td>0.60%</td><td>0.45%</td></tr><tr><td>補助（%）</td><td>0.95%</td><td>0.87%</td><td>0.77%</td><td>0.67%</td><td>0.57%</td><td>0.50%</td><td>0.40%</td><td>0.30%</td><td>0.22%</td></tr><tr><td>事業者負担（%）</td><td>0.95%</td><td>0.88%</td><td>0.78%</td><td>0.68%</td><td>0.58%</td><td>0.50%</td><td>0.40%</td><td>0.30%</td><td>0.23%</td></tr></table> （注3）令和7年3月14日から令和8年3月31日までの保証申込受付分に対する補助率です（令和8年4月1日以降受付分は補助率が異なります） （注4）条件変更に伴い追加して生じる保証料については国の補助の対象外となります 【表2】 <table><tr><td>保証料率区分</td><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td><td>⑨</td></tr><tr><td>保証料率（%）</td><td>1.90%</td><td>1.75%</td><td>1.55%</td><td>1.35%</td><td>1.15%</td><td>1.00%</td><td>0.80%</td><td>0.60%</td><td>0.45%</td></tr><tr><td>補助（%）</td><td>0.47%</td><td>0.43%</td><td>0.38%</td><td>0.33%</td><td>0.28%</td><td>0.25%</td><td>0.20%</td><td>0.15%</td><td>0.11%</td></tr><tr><td>事業者負担（%）</td><td>1.43%</td><td>1.32%</td><td>1.17%</td><td>1.02%</td><td>0.87%</td><td>0.75%</td><td>0.60%</td><td>0.45%</td><td>0.34%</td></tr></table> （注5）条件変更に伴い追加して生じる保証料については国の補助の対象外となります	保証料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	保証料率（%）	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	補助（%）	0.95%	0.87%	0.77%	0.67%	0.57%	0.50%	0.40%	0.30%	0.22%	事業者負担（%）	0.95%	0.88%	0.78%	0.68%	0.58%	0.50%	0.40%	0.30%	0.23%	保証料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	保証料率（%）	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	補助（%）	0.47%	0.43%	0.38%	0.33%	0.28%	0.25%	0.20%	0.15%	0.11%	事業者負担（%）	1.43%	1.32%	1.17%	1.02%	0.87%	0.75%	0.60%	0.45%	0.34%
保証料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																																																								
保証料率（%）	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%																																																																								
補助（%）	0.95%	0.87%	0.77%	0.67%	0.57%	0.50%	0.40%	0.30%	0.22%																																																																								
事業者負担（%）	0.95%	0.88%	0.78%	0.68%	0.58%	0.50%	0.40%	0.30%	0.23%																																																																								
保証料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																																																								
保証料率（%）	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%																																																																								
補助（%）	0.47%	0.43%	0.38%	0.33%	0.28%	0.25%	0.20%	0.15%	0.11%																																																																								
事業者負担（%）	1.43%	1.32%	1.17%	1.02%	0.87%	0.75%	0.60%	0.45%	0.34%																																																																								
保証割合	責任共有制度対象																																																																																
必要書類	所定の申込書類のほか、以下の書類が必要となります ①申込人資格要件申告書兼誓約書 ②対象となる方②については経営行動計画書																																																																																
その他注意事項	取扱金融機関は、原則として計画を策定した日の属する事業年度から5事業年度にわたり四半期ごとにモニタリングを行った上で、年1回中小企業者等の事業年度ごとに計画の実行状況・財務状況・金融機関の経営支援状況等を電子データで当協会に提出していただきます。																																																																																
取扱期間	令和10年3月31日まで（保証申込受付分）																																																																																

※上記は制度の概要であり、詳細につきましては各事務所・支所までお問い合わせください(お問い合わせ先は裏表紙をご覧ください)。

多くの中小企業・小規模事業者の皆さまが資材高騰や物価高、人手不足等による影響を受けている中、早期の事業再生に取り組む中小企業・小規模事業者の皆さまを対象とする保証です。

対象となる方	中小企業活性化協議会等の支援や経営サポート会議における検討により作成した事業再生計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行および進捗の報告を行う方(特定非営利活動法人(NPO法人)は除く)
資金使途	事業資金(事業再生の計画の実施に必要な資金に限る)
保証限度額	2億8,000万円(組合の場合4億8,000万円) (注1)別枠の普通保険(2億円(組合4億円))および無担保保険(8,000万円)の範囲内とします(一般の保険とは別枠となります)。 (注2)既存の経営改善サポート保証(感染症対応型を含む)の残高との合計で2億8,000万円(組合4億8,000万円)以内とします。
保証期間	一括返済の場合:1年以内 分割返済の場合:15年以内(うち据置期間3年以内)
貸付形式	証書貸付または手形貸付
返済方法	一括返済または分割返済
貸付利率	金融機関所定利率
担保	必要に応じて提供していただきます。
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。 なお、本保証における経営者保証免除対応(※)を適用する場合、連帯保証人は不要。 (※)次の①、②をいずれも満たす場合に、経営者保証を免除します。 ①令和2年1月29日時点における直近の決算から経営者保証免除対応確認書記入日時点における直近の決算までのいずれかにおいて資産超過であること。 ②直近の決算における法人与代表者との関係において、法人与経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人与経営者の間の資金のやりとり(役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等)について、社会通念上適切な範囲を超えていないこと。
保証料率	責任共有制度対象:年0.80%(経営者保証免除対応を適用する場合は年1.00%) 責任共有制度対象外:年1.00%(経営者保証免除対応を適用する場合は年1.20%) (注1)ただし、国による保証料補助により、当初保証料の負担は一律年0.30%相当額となります。 (注2)条件変更に伴い追加して生じる保証料については、国の補助の対象外となります。
保証割合	責任共有制度対象 ただし、以下の借換え②または③に該当する場合は責任共有制度の対象外(100%保証)となります。
借換え	①本保証は、他の保証口の借換えが可能です。 ②既存の責任共有対象外の保証付融資を借換する場合、借換対象の残高の範囲内に限り、責任共有制度対象外保証での借換が可能です。 ③危機指定期間中(令和2年2月1日から令和3年12月31日)に協会が保証申込を受付し、かつ貸付実行されたセーフティネット保証(経営安定関連保証)5号にかかる既存の保証付融資を借換する場合、借換対象の残高の範囲内に限り、責任共有対象外保証での借換が可能です。
必要書類	①所定の申込書類のほか、事業再生計画が必要となります。 ②経営者保証免除対応を適用する場合は、『経営者保証免除対応確認書(写し可)』が必要となります。
その他注意事項	①事業再生計画は、当該計画に係る債権者全員の合意がとれているものに限りです。 ②取扱金融機関は、原則として3年間にわたり、四半期ごとにモニタリングを行ったうえで、年1回中小企業者の事業年度ごとに、計画の実行状況と自らの経営支援の状況を当協会に報告していただきます。
取扱期間	令和8年3月31日まで(保証申込受付分)

※上記は制度の概要であり、詳細につきましては経営支援部再生発展支援課または各事務所・支所までお問い合わせください(お問い合わせ先は裏表紙をご覧ください)。

突発的な災害や取引先の倒産、全国的な不況等で売上等が減少し、経営の安定に支障が生じている中小企業・小規模事業者の皆さまの円滑な資金調達をバックアップします。

対象となる方	次表に掲げる経済環境の急激な変化に直面し、経営の安定に支障が生じており、事業所を管轄する市町村長または特別区長の認定を受けた方 (注) 下表各号について、自治体融資制度がご利用いただける場合もあります。		
	1号	連鎖倒産防止	大型倒産(再生手続開始申立等)の発生により影響を受ける中小企業者等
	2号	事業活動の制限	取引先企業のリストラ等による事業活動の制限により影響を受ける直接・間接取引中小企業者等および近隣等に所在する中小企業者等
	3号	特定地域の不況業種	突発的な災害(事故等)により影響を受ける特定の地域の特定の業種に属する事業を営む中小企業者等
	4号	特定地域	突発的な災害(自然災害等)により影響を受ける特定の地域の中小企業者等
	5号	全国的な不況業種	業況の悪化している業種に属し、売上高等が減少している中小企業者等 (業種は経済産業大臣により、原則として四半期ごとに指定されています。詳細は、当協会ホームページ 【www.hosyokyokai-hyogo.or.jp】 でお知らせしています。)
	6号	破綻金融機関等	金融機関の破綻により当該金融機関からの借入れが困難になるなど、資金繰りが悪化している中小企業者等
	7号	金融取引の調整	金融機関の相当程度の経営合理化(支店の削減等)に伴って借入が減少している中小企業者等
	8号	金融機関の貸付債権の譲渡	整理回収機構(RCC)に貸付債権が譲渡された中小企業者等のうち、再生の可能性があると思われる中小企業者等
資金使途	経営の安定に必要な運転資金および設備資金		
保証限度額	2億8,000万円(組合は4億8,000万円) (注1) 別枠の普通保険(2億円(組合4億円))および無担保保険(8,000万円)の範囲内とします(一般の保険とは別枠となります)。 (注2) 既存のセーフティネット保証(経営安定関連保証)および東日本大震災にかかる災害関係保証の残高との合計で2億8,000万円以内とします。 (注3) 既存のセーフティネット保証(経営安定関連保証)、災害関係保証(東日本大震災および危機関連保証にかかる災害に限る)、東日本大震災復興緊急保証および危機関連保証との合計限度額は5億6,000万円となります。 (注4) 破綻金融機関関連である第6号は、個人・法人に限り3億8,000万円とします。		
保証期間	10年以内		
保証料率	責任共有制度の対象となる場合【5、7、8号】 :年0.80% 責任共有制度の対象とならない場合【1～4、6号】 :年0.90% (注1) 自治体融資制度を利用する場合は、保証料率が軽減される場合があります。 (注2) 会計処理に関する割引の適用が可能です。詳細はP4をご参照ください。		
保証割合	1号から4号および6号に該当する場合は、責任共有制度対象外(100%保証) 5号、7号、8号に該当する場合は、責任共有制度対象		
手続の方法	① 対象となる方は、登記上の住所地(※)または事業実体のある事業所(個人事業主の方は事業実体のある事業所)の所在地を管轄する市区町村で認定を受けてください。 (※) 事業実体のある場合に限りです。 ② 認定書を添えて、保証付融資のお申込みをしてください。		

※上記は制度の概要であり、詳細につきましては各事務所・支所までお問い合わせください(お問い合わせ先は裏表紙をご覧ください)。

団体信用生命保険制度

当協会では、中小企業・小規模事業者の皆さまへの「プラスワンサービス」として「団体信用生命保険制度」（保証協会団信）を実施しています。保証協会団信は、保証付融資を借り入れされた方（法人の場合は代表権を有する連帯保証人の方）が、その債務を全額返済されないうちに死亡もしくは所定の高度障がいといった不測の事態に陥られたときに、金融機関に対する債務を保険金で弁済することにより、事業の維持安定・円滑な事業承継とともに、ご家族・後継者の安心を図ることを目的とした制度です。

加 入 資 格	次に該当する方で、加入申込時点で満20歳以上満71歳未満の方（満75歳で自動脱退となります） ①個人事業主の場合は、本人 ②法人の場合は、代表者であって、保証付融資の連帯保証人																																																												
加入対象融資	次のいずれにも該当する融資 ①融資金額:100万円以上2億円以下 ただし、1被保険者に対する団信付融資限度額は2億円となります。 ②貸付形式:証書貸付（手形貸付および根保証は対象外） ③融資期間:1年以上（融資期間に占める据置期間の割合が50%を超えないこと） ④返済方法:分割返済（1回の返済額は融資金額の50%以内となること）																																																												
必 要 書 類	保証協会団信の加入を希望される場合は、通常の保証申込書類に加え、次の書類が必要となります。 ①団体信用生命保険による債務弁済委託契約申込書 ②「保証協会団信」申込書兼告知書 ③「保証協会団信」債務弁済委託契約に基づく特約料口座振替依頼書 ④「保証協会団信」申込書兼告知書および債務弁済委託契約に基づく特約料口座振替依頼書 （注）申込金額が5,000万円を超える場合（同時2件以上の申込で、申込金額の合算が5,000万円を超える場合を含む）は、所定の様式による「健康診断結果証明書」が必要となります。 また、告知事項が「あり」の場合は、生命保険会社から医師の健康診断書を求められることがあります。																																																												
特 約 料	特約料を1年分、口座振替によりお支払いいただきます（特約料の目安は下記をご参照ください）。																																																												
主 な 特 長	○万一の場合でも後継者や家族の安心が図れます。 ○加入しやすい特約料 特約料は年払いであり、融資残高をもとに計算されているため、余分な掛け金は不要となります。 年払特約料の目安（元金均等返済、据置期間なしの場合。融資金額100万円当たりの金額） 〈単位:円〉 <table><tr><th>借入期間</th><th>1年目</th><th>2年目</th><th>3年目</th><th>4年目</th><th>5年目</th><th>6年目</th><th>7年目</th><th>8年目</th><th>9年目</th><th>10年目</th><th>総支払額</th></tr><tr><td>3年</td><td>3,790</td><td>2,160</td><td>760</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>6,710</td></tr><tr><td>5年</td><td>3,950</td><td>2,970</td><td>2,130</td><td>1,290</td><td>450</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>10,790</td></tr><tr><td>7年</td><td>4,030</td><td>3,320</td><td>2,720</td><td>2,120</td><td>1,520</td><td>920</td><td>320</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>14,950</td></tr><tr><td>10年</td><td>4,080</td><td>3,590</td><td>3,170</td><td>2,750</td><td>2,330</td><td>1,910</td><td>1,490</td><td>1,070</td><td>650</td><td>230</td><td>21,270</td></tr></table> (注1) 上記の金額はあくまでも目安であり、返済方法や返済状況等で異なる場合があります。 (注2) 特約料は変更される場合があります。	借入期間	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	総支払額	3年	3,790	2,160	760	—	—	—	—	—	—	—	6,710	5年	3,950	2,970	2,130	1,290	450	—	—	—	—	—	10,790	7年	4,030	3,320	2,720	2,120	1,520	920	320	—	—	—	14,950	10年	4,080	3,590	3,170	2,750	2,330	1,910	1,490	1,070	650	230	21,270
借入期間	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	総支払額																																																		
3年	3,790	2,160	760	—	—	—	—	—	—	—	6,710																																																		
5年	3,950	2,970	2,130	1,290	450	—	—	—	—	—	10,790																																																		
7年	4,030	3,320	2,720	2,120	1,520	920	320	—	—	—	14,950																																																		
10年	4,080	3,590	3,170	2,750	2,330	1,910	1,490	1,070	650	230	21,270																																																		

※上記は制度の概要であり、詳細につきましては各事務所・支所までお問い合わせください（お問い合わせ先は裏表紙をご覧ください）。

※保証協会団信の加入は任意であり、保証の諾否とは一切関係ありません。

提出書類

お申し込みにあたっては、以下の書類が必要となります。

なお、この他にも、制度ごとに定められた書類やその他追加資料が必要となる場合があります。詳しくは当協会窓口までお問い合わせください。

■必要添付書類・チェックリスト

書 類 名		留 意 事 項	確認																		
通常申込時に必要な基本資料	信用保証依頼書	保証申込の都度、必要となります。金融機関にて作成いたします。																			
	信用保証委託申込書	保証申込の都度、必要となります。																			
	信用保証委託契約書	申込時ではなく貸付実行時に作成・提出となります。 日付欄には記入日を記載いただき、印鑑登録されている実印を押印願います。																			
	個人情報の取扱いに関する同意書	原則として、初めてご利用いただく際に必要となります。 保証申込の関係者(本人、連帯保証人、担保提供者等)から個別に提出願います。																			
	確定申告書(写) (決算書)	直近2期分(別表および勘定科目内訳明細のあるもの)が必要となります。 また、必要に応じ原本や以前の申告書を確認させていただく場合もあります。 なお、個人番号が記載されている場合は、マスキング(黒塗り等)の上、提出願います。																			
	残高試算表	原則として決算期から6か月以上経過している場合、必要となります。																			
	履歴事項全部証明書(写) (商業登記簿謄本)	初めてご利用いただく際に最近3か月以内のものが必要となります。 2回目以降は、原則として前回までの利用時から変更のあった場合に必要となります。																			
	印鑑証明書(写)	初めてご利用いただく際に申込人(法人・個人)及び連帯保証人について、最近3か月以内のものが各1通必要となります。 2回目以降は、原則として前回までの利用時から変更のあった場合に必要となります。																			
「経営者保証に関するガイドライン」等に係るご説明		制度を問わず、経営者保証を徴求する全ての保証申込において提出が必要となります。																			
その他必要に応じて提出していただく資料	納税証明書	法人の場合は、法人税または事業税の証明書が必要となります。 個人の場合は、所得税または事業税の証明書が必要となります。 ただし、どちらの証明書も添付できない場合には、住民税の証明書が必要となります。																			
	許認可証(写)等	事業上必要な許認可証等の写しを添付願います。 なお、すでに提出済で、その許認可証等有効期間内である場合には添付不要です。																			
	従業員数確認資料	保証申込時に当該資本金を超えており、従業員数が下表に該当する場合は、従業員数の確認書類が必要となります。 <table border="1"><thead><tr><th>業 種</th><th>資本金</th><th>従業員数</th></tr></thead><tbody><tr><td>製 造 業 等</td><td>3億円超</td><td>270人超</td></tr><tr><td>卸 売 業</td><td>1億円超</td><td>90人超</td></tr><tr><td>小 売 業</td><td>5,000万円超</td><td>45人超</td></tr><tr><td>サ ー ビ ス 業</td><td>5,000万円超</td><td>90人超</td></tr><tr><td>政令特例業種</td><td colspan="2">該当する資本金を超え、かつ、従業員数が定められた従業員数の9割を超えているもの</td></tr></tbody></table> 従業員数が上記の場合、確認資料は原則として次の(1)、(2)いずれかが必要となります。 (1)労働保険概算・増加概算確定保険料申告書(写) (2)日本年金機構等公的機関による証明書 ただし、この書類が提出できない場合は、次のいずれかの書類(写)を提出願います。 (ア)「法人の事業概況説明書」(イ)「健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届総括表」(ウ)「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書」(エ)「貸金台帳」	業 種	資本金	従業員数	製 造 業 等	3億円超	270人超	卸 売 業	1億円超	90人超	小 売 業	5,000万円超	45人超	サ ー ビ ス 業	5,000万円超	90人超	政令特例業種	該当する資本金を超え、かつ、従業員数が定められた従業員数の9割を超えているもの		
	業 種	資本金	従業員数																		
	製 造 業 等	3億円超	270人超																		
卸 売 業	1億円超	90人超																			
小 売 業	5,000万円超	45人超																			
サ ー ビ ス 業	5,000万円超	90人超																			
政令特例業種	該当する資本金を超え、かつ、従業員数が定められた従業員数の9割を超えているもの																				
住民票、在留カード(写) または特別永住者証明書(写)	申込人(法人代表者を含む。)または連帯保証人が外国人である場合に、在留資格および在留期間(満了日)等の確認のため必要となります。 住民票は、個人で、新規のあっせん申込の場合に必要となります。 住民票は、最近3か月以内のものが必要となります。 なお、個人番号が記載されている場合は、マスキング(黒塗り等)の上、提出願います。																				
設備資金	見積書または契約書(写)	建物の建築、機械等の設備の場合に必要となります。																			
担保を提供していただく場合	建築確認申請書(写)	原則として、申込人が建築申請人であることが必要です。																			
	全部事項証明書(不動産登記簿謄本)																				
	公図(地積測量図)	新規担保提供時に最新のものを提出願います。																			
	建物図面・各階平面図																				
	住宅地図(所在地略図)																				
	土地賃貸借契約書(借地契約書)	借地上の建物を担保提供いただく場合に必要となります。																			
	借地権に関する確認書																				
	先行する租税債権がないかどうかの確認資料	新規担保提供時に所得税・消費税の納税証明書(その3)等を提出願います。																			

※団体信用生命保険を希望される方は、別に保証協会専用の「申込書兼告知書」が必要となります(詳細はP36をご参照ください)。

※個人番号が記載されている場合は、マスキング(黒塗り等)の上、提出願います。マスキング(黒塗り等)されていない場合、書類を返却させていただきます。

お問い合わせ・ご相談の窓口

(令和7年4月現在)

お問い合わせ・相談窓口		電話番号	担当地域(お客様の主たる営業所所在地※)
経営支援部	再生発展支援課	078(393)4024	兵庫県下全域 (経営支援にかかる保証申込・条件変更に関する事)
	〔女性企業家相談窓口 創業準備相談窓口 事業承継相談窓口 経営サポート相談窓口〕	〔078(393)3910 078(393)3912 078(393)3962 078(393)3969〕	
神戸事務所	保証相談一課	078(393)3909	神戸市中央区
	保証相談二課	078(393)3913	神戸市東灘区、灘区、兵庫区、北区
	保証相談三課	078(393)3916	神戸市長田区、須磨区、垂水区、西区
	調整相談一課	078(393)3915	神戸市東灘区、灘区、中央区、北区(返済軽減(条件変更)等に関する事)
	調整相談二課	078(393)3924	神戸市兵庫区、長田区、須磨区、垂水区、西区 (返済軽減(条件変更)等に関する事)
阪神事務所	保証相談一課	06(6411)4146	尼崎市、伊丹市
	保証相談二課	06(6411)4147	西宮市、芦屋市、宝塚市、川西市、三田市、川辺郡
	調整相談課	06(6411)4156	阪神事務所担当地域全域(返済軽減(条件変更)等に関する事)
姫路事務所	保証相談一課	079(289)3611	姫路市(区部を除く)
	保証相談二課	079(289)3612	姫路市(区部に限る)、相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、神崎郡、揖保郡、赤穂郡、佐用郡
	調整相談課	079(289)3613	姫路事務所担当地域全域(返済軽減(条件変更)等に関する事)
但馬支所		0796(22)5171	豊岡市、養父市、朝来市、美方郡
淡路支所		0799(22)4493	洲本市、南あわじ市、淡路市
西脇支所		0795(22)6775	西脇市、三木市、小野市、加西市、丹波篠山市、丹波市、加東市、多可郡
加古川支所		079(424)1105	明石市、加古川市、高砂市、加古郡

※創業前で営業所がない方は、住所地もしくは創業予定地を担当地域とする部署または創業準備相談窓口にご相談ください。



兵庫県信用保証協会

CREDIT GUARANTEE CORPORATION OF HYOGO-KEN

本所・神戸事務所	〒651-0195	神戸市中央区浪花町62-1
阪 神 事 務 所	〒660-0881	尼崎市昭和通3-96 尼崎商工会議所会館3F
姫 路 事 務 所	〒670-0965	姫路市東延末3-27-2
但 馬 支 所	〒668-0024	豊岡市寿町8-7
淡 路 支 所	〒656-0025	洲本市本町3-1-8
西 脇 支 所	〒677-0015	西脇市西脇885-27
加 古 川 支 所	〒675-0064	加古川市加古川町溝之口788